

第2期 河津町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
河 津 町

【目次】

第1章 計画策定あたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 河津町の子どもを取りまく現状	3
1 統計データからみる現状	3
2 アンケート調査結果からみる現状と課題	19
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 計画の基本理念	27
2 計画の重点施策と分野別施策	28
3 施策の体系	30
第4章 重点施策（子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策）	31
1 子ども・子育て支援新制度の概要	31
2 教育・保育提供区域の設定	33
3 児童人口の将来推計	34
4 幼児期の学校教育・保育事業	35
5 地域子ども・子育て支援事業	38
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	45
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	45
第5章 分野別施策	46
1 地域における子育て支援の充実	46
2 子育てにやさしい生活環境の整備	49
3 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援	51
第6章 計画の推進	54
1 計画の推進体制	54
2 計画の進行管理	55
資料編	56
1 河津町子ども・子育て会議設置要綱	56
2 河津町子ども・子育て会議委員名簿	58

第1章 計画策定あたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所によれば、33年後の令和35年（2053年）には1億人を下回ると推計されています。この総人口の減少が引き起こされる原因は少子高齢化によるところが大きく、高齢者が増加し、死亡者も増えているにもかかわらず、子どもの出生数が伸びないことが総人口の減少を招いていると考えられます。我が国の合計特殊出生率は昭和42年（1967年）以降減少傾向で、平成元年（1989年）にはそれまで最低水準であった丙午の年の昭和41年（1966年）の1.58を下回る1.57を記録し、平成17年（2005年）に過去最低の1.26となった後、若干は上昇していますが、直近の平成30年（2018年）の合計特殊出生率は1.42と、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っている状況が続いています。

出生数増加を妨げている理由は、就労環境や経済状況、結婚・出産に対する意識など、多岐にわたりますが、大きな理由の1つに子育てのしにくさが挙げられます。全国的には、子どもを預けて働きたい意向があるにも関わらず、保育施設の空きがなく、待機児童が増加していることが社会問題となっているように、子育てをする親に対する支援が不十分であることが多々あります。例えば、子どもの病気やケガを理由とする欠勤や早退に職場の理解がないことや、子育てについて相談したくても近所に知人がいないために、結局誰にも相談できないこと、子育てにかかる費用捻出が厳しいことなどがあります。このように子育て支援が不十分であるために、子どもを産まない、子どもを増やさない家庭が増加していると考えられています。

このような社会情勢の変化や子育てをめぐる課題に対し、国では、平成22年（2010年）に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を始め、平成24年（2012年）には、幼稚園、保育所（園）、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな制度のもとでは、“子どもの最善の利益”が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町においても、子ども・子育て新制度に合わせ、『河津町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、みんなで支えあい、一人ひとりが輝くまちを基本理念に掲げ、地域に助け合いの心が育まれ、互いに支えあう仕組みを構築し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、地域全体で子育てに関わりを持ち、支え合いながら、子育て支援施策・事業の推進に努めてまいりました。

この計画は、令和2年3月で第1期の計画期間が終了することから、子育てに関わる町民の実態と意向、社会情勢等の変化を踏まえつつ、これまで行ってきた子育て施策や事業の方向性の確認と調整を行い、子ども子育て会議における話し合いを重ね、新たな課題に取り組むための『第2期河津町子ども・子育て支援事業計画』を策定します。

2 計画の位置づけ

- ・本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に規定された『市町村子ども・子育て支援事業計画』として策定したものです。

子ども・子育て支援法 第2条（基本理念）

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

子ども・子育て支援法 第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- ・本計画は、本町の最上位計画である『河津町総合計画』や関連計画である『河津町地域福祉計画』や『河津町健康増進計画』等との整合性を図りながら策定したものです。
- ・本計画は、子ども・子育て会議における話し合いを重ねて策定されるものであり、その過程でニーズ調査の結果や町民の声も反映されています。

3 計画の期間

- ・本計画は、令和2年度を初年度とし、目標年度を令和6年度とする5か年計画です。また、計画は5年を1期とされていることから、令和6年度中に第2期計画の見直しを行い、令和7年度を始期とする第3期計画の策定を予定しています。なお、5年間の計画期間中であっても、法律の改正や制度の変更等、様々な状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくものとします。



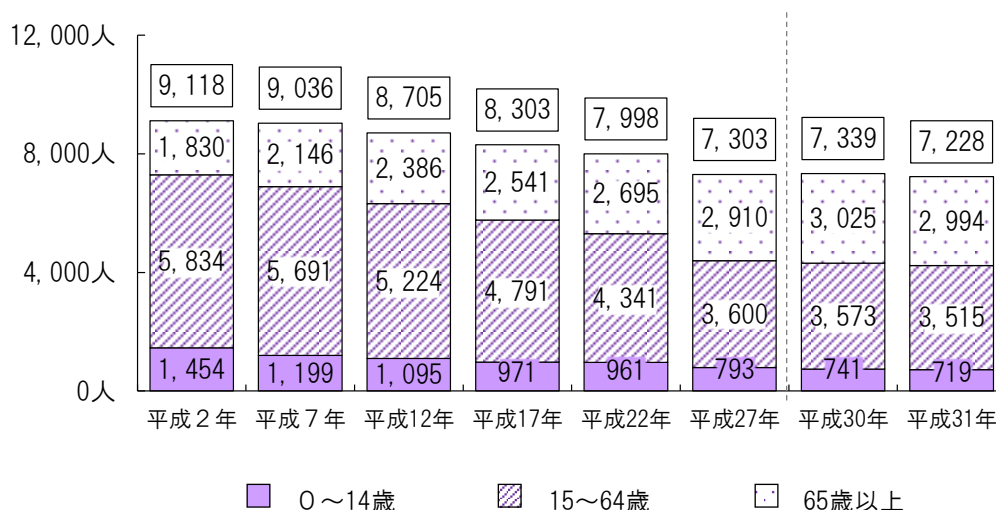
第2章 河津町の子どもを取りまく現状

1 統計データからみる現状

(1) 総人口・年齢3区分別人口

総人口は減少傾向にあります。平成22年には8,000人を下回り、平成31年には7,228人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳、15～64歳は減少傾向にあります。65歳以上は増加傾向にはありますが、平成27年以降3,000人前後で推移しています。

【総人口・年齢3区分別人口の推移】

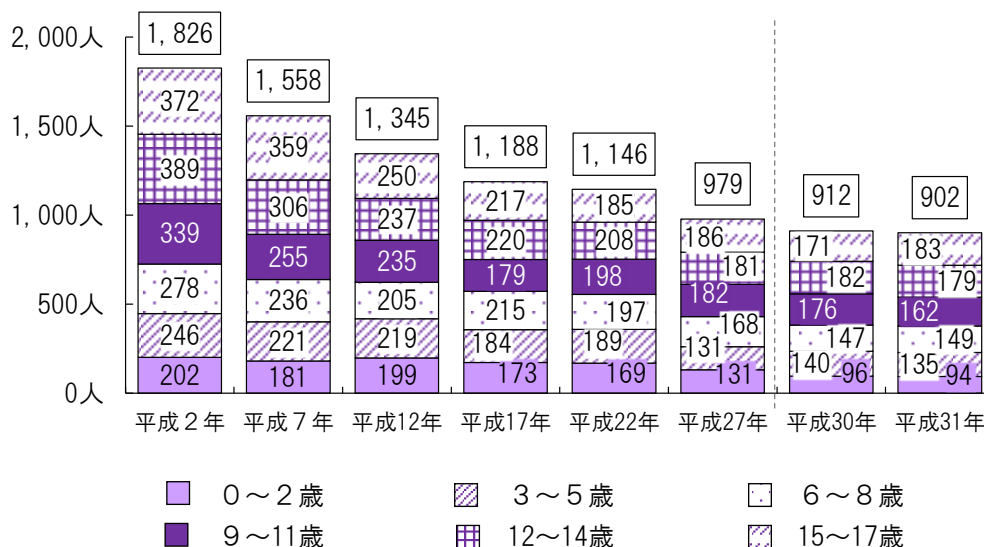


資料：平成2～27年 国勢調査、平成30～31年 町資料

(2) 18歳未満人口

18歳未満人口は減少傾向にあり、平成27年に1,000人を下回っています。年齢別にみると、すべての年齢において減少傾向にあり、平成31年には平成2年の半分程度の人数となっています。

【18歳未満人口の推移】

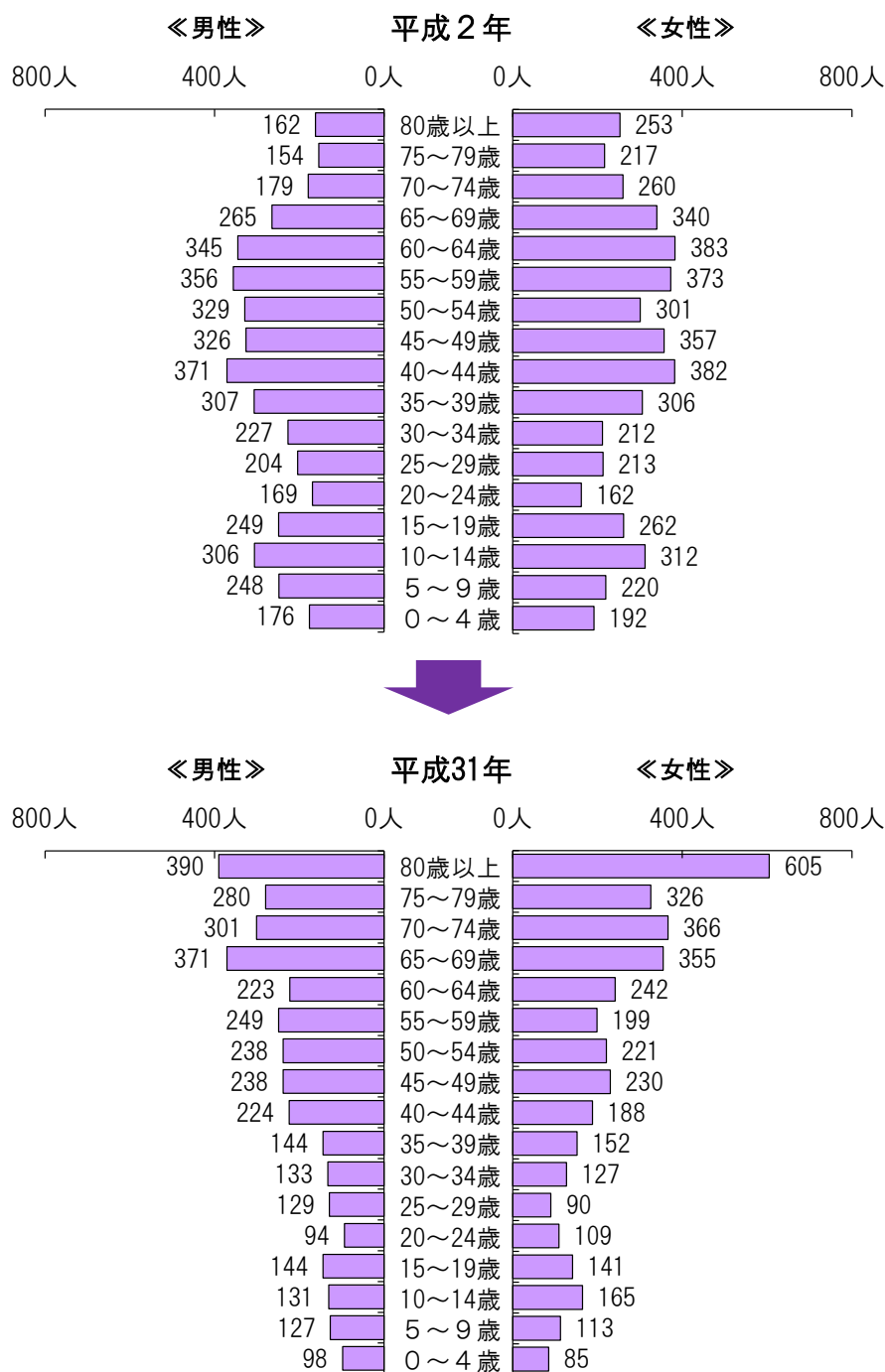


資料：平成2～27年 国勢調査、平成30～31年 町資料

(3) 人口ピラミッド

人口ピラミッドで平成2年と平成31年の性别人口を比較すると、男女ともに64歳以下の人口は減少しているのに対し、65歳以上の人口は増加していることがわかります。特に80歳以上の人口の増加が大きく、男性228人、女性352人の増加となっています。

【人口ピラミッド】

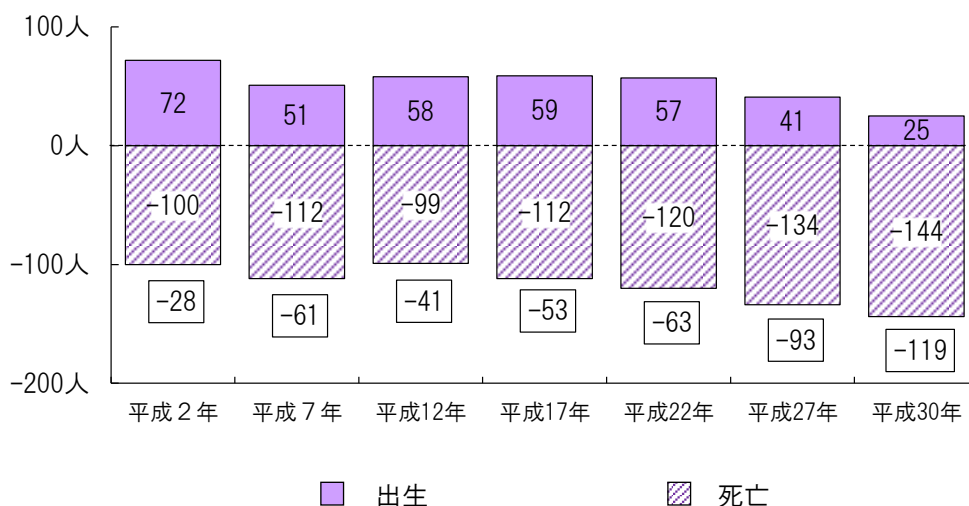


資料：平成2年 国勢調査、平成31年 町資料

(4) 自然動態

自然動態は、平成2年以降マイナスで推移しています。出生数は平成7年以降50人前後で推移しているものの、平成27年に41人、平成30年に25人と減少しています。死亡数は平成17年以降増加傾向にあります。

【自然動態の推移】

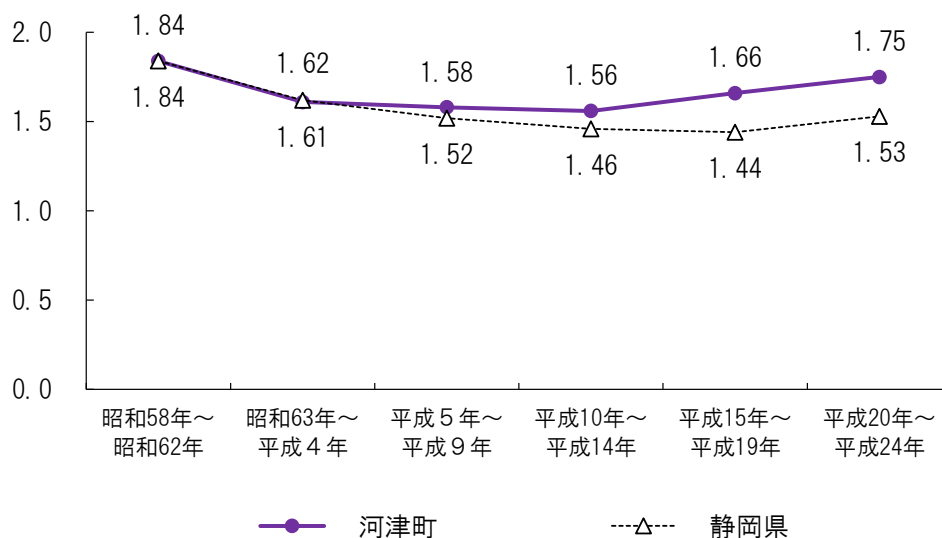


資料：人口動態調査

(5) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は静岡県よりも高く推移しており、平成20年～平成24年には1.75になっています。

【合計特殊出生率の推移】

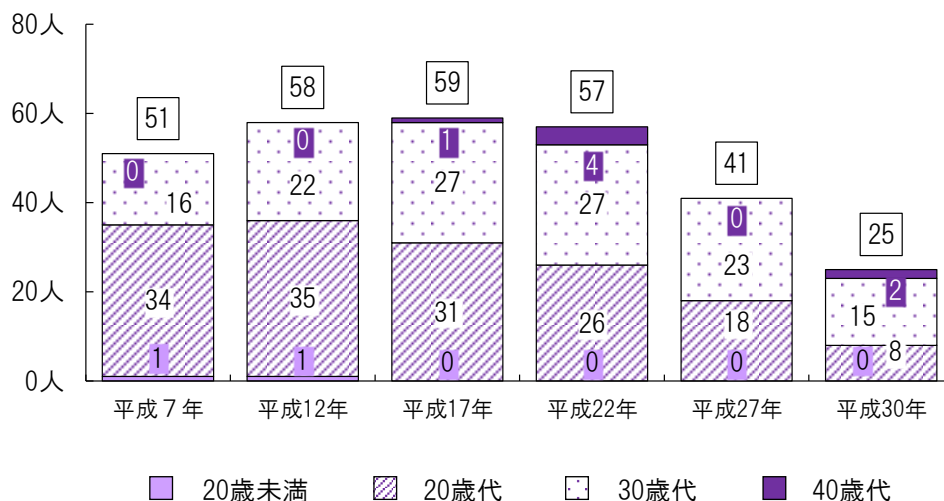


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(6) 母の年齢別出生数

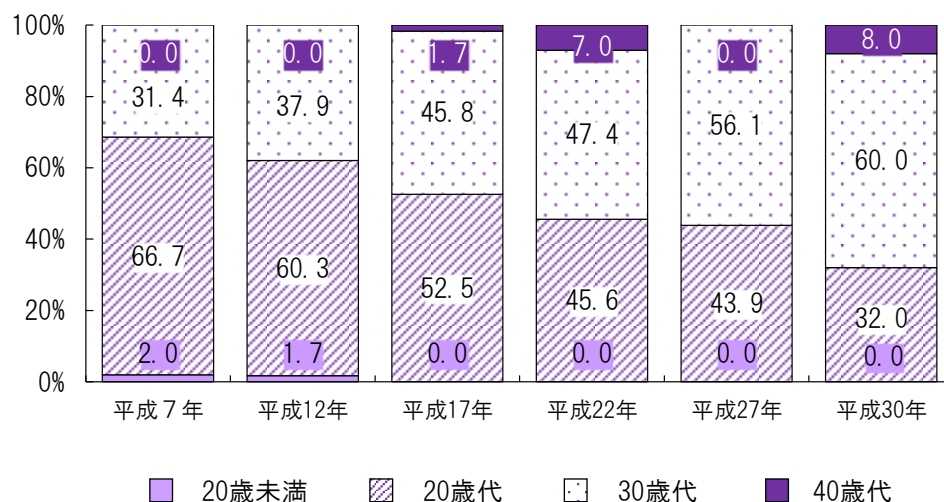
出生数を母の年齢別にみると、20歳代、30歳代の母が出産した子どもが9割以上を占めています。しかし、20歳代は平成17年以降、30歳代は平成27年に減少に転じています。また、平成17年までは20歳代の母が出産する子どもが30歳代の母が出産する子どもの数を上回っていたものの、平成22年以降は逆転しています。

【母の年齢別出生数の推移】



資料：人口動態調査

【母の年齢別出生数割合の推移】

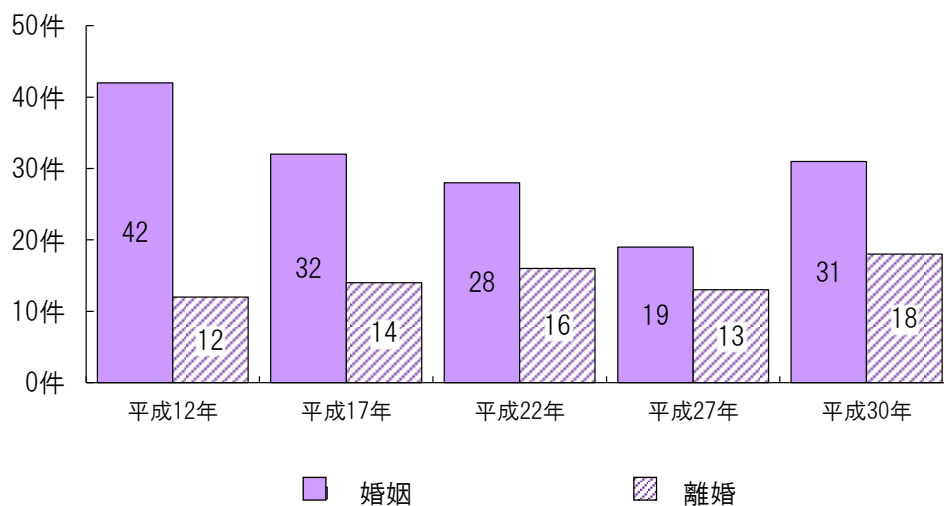


資料：人口動態調査

(7) 婚姻件数・離婚件数

婚姻件数は減少傾向でしたが、平成30年は増加に転じて、31件となっています。一方、離婚件数は微増傾向で、平成30年は18件と最も多くなっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

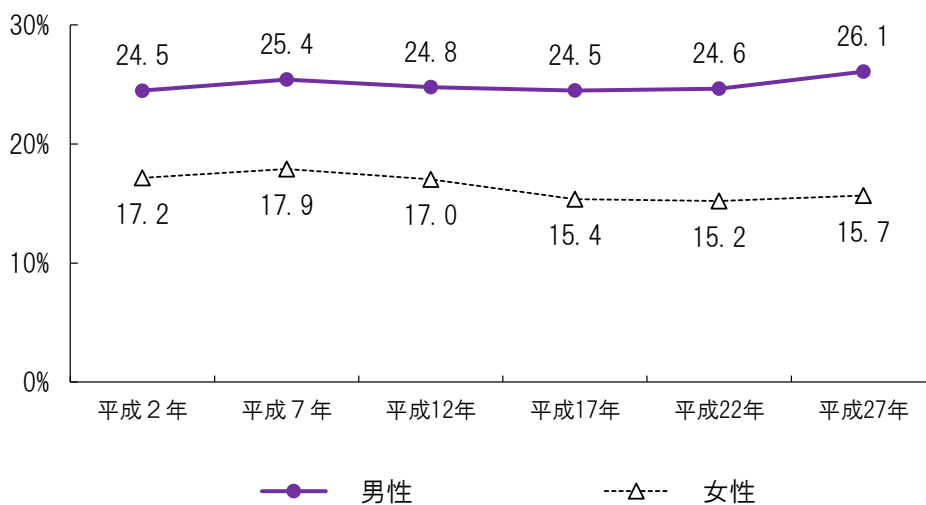


資料：静岡県人口動態統計

(8) 未婚率

未婚率を性別にみると、平成2年以降男性の方が高い水準で推移しています。男性は横ばい、または微増傾向であるのに対し、女性は横ばい、または微減傾向となっています。

【性別未婚率の推移】

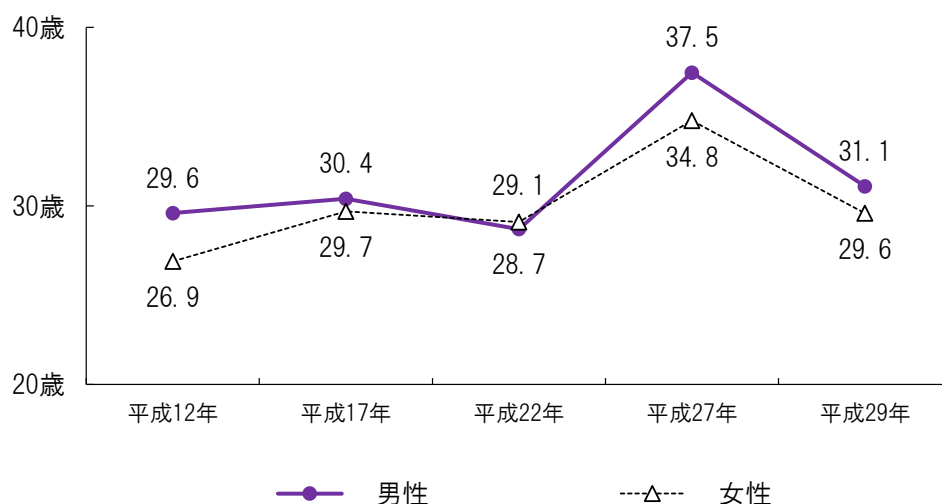


資料：国勢調査

(9) 平均初婚年齢

平均初婚年齢を性別にみると、男女ともに上昇・低下を繰り返しており、平成27年は男性では37.5歳、女性では34.8歳と過去最高年齢まで上昇しましたが、平成29年では男女とも5歳以上低下し、30歳前後となっています。

【性別平均初婚年齢の推移】

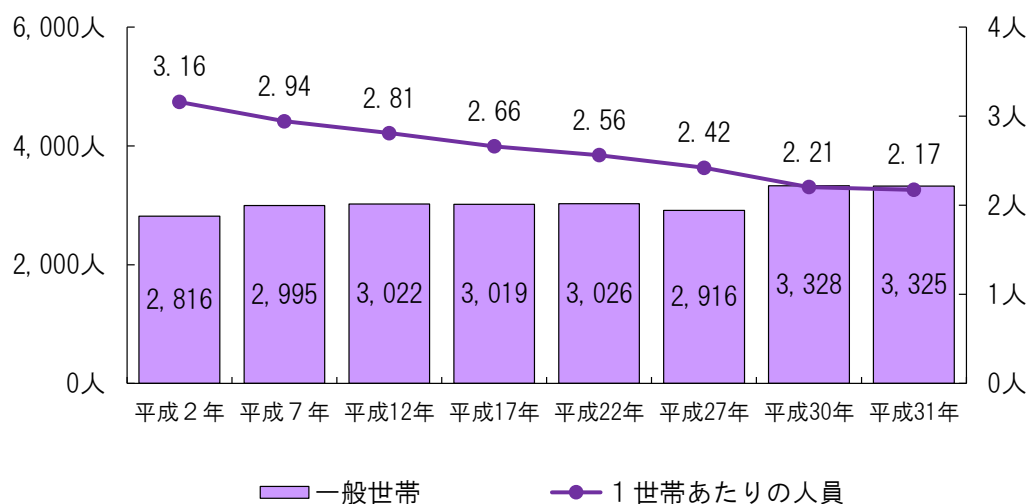


資料：静岡県人口動態統計

(10) 一般世帯数・1世帯あたりの人員の推移

一般世帯数は、平成2年～平成27年には3,000世帯前後で推移したものの、平成30年以降は3,300世帯台で推移しています。一方で、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平成31年には2.17人となっています。

【一般世帯数・1世帯あたりの人員の推移】



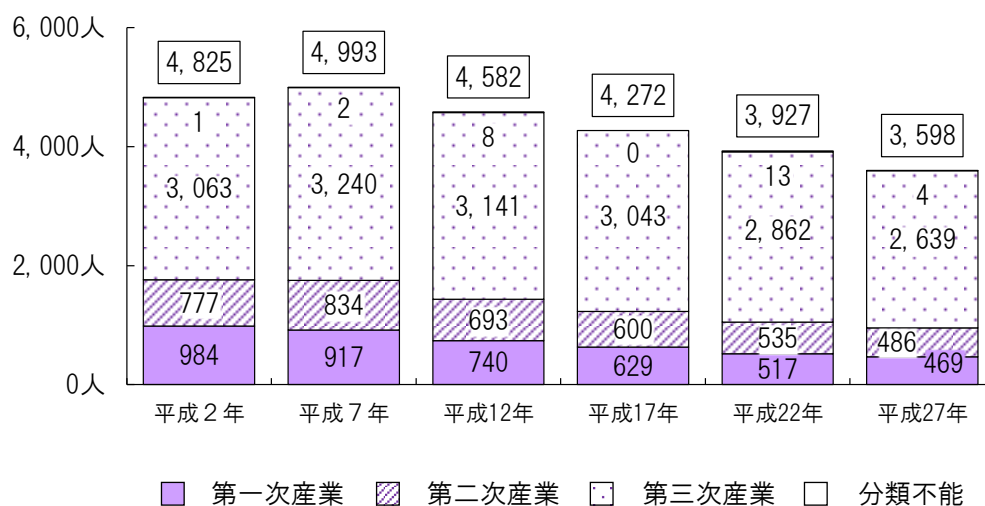
資料：平成2～27年 国勢調査、平成30～31年 町資料

(11) 就業人口・就業率

就業人口は、平成7年をピークに減少傾向にあり、平成22年に4,000人を下回っています。産業別にみると、いずれの産業においても減少傾向にあり、平成27年にはどの産業も平成2年より400～500人少なくなっています。

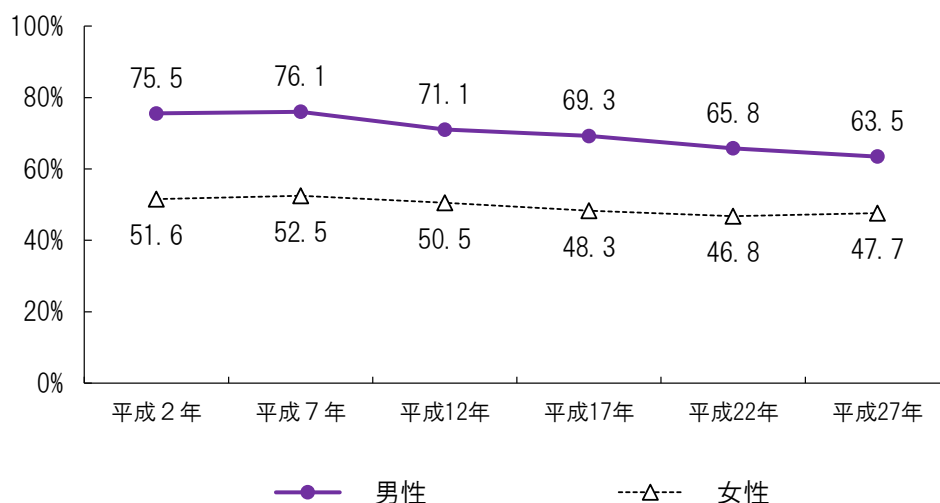
就業率を性別にみると、平成2年以降男性の方が高い水準で推移しています。男女ともに減少傾向にあるものの、女性より男性の減少幅が大きくなっています。

【産業別就業人口の推移】



資料：国勢調査

【性別就業率の推移】

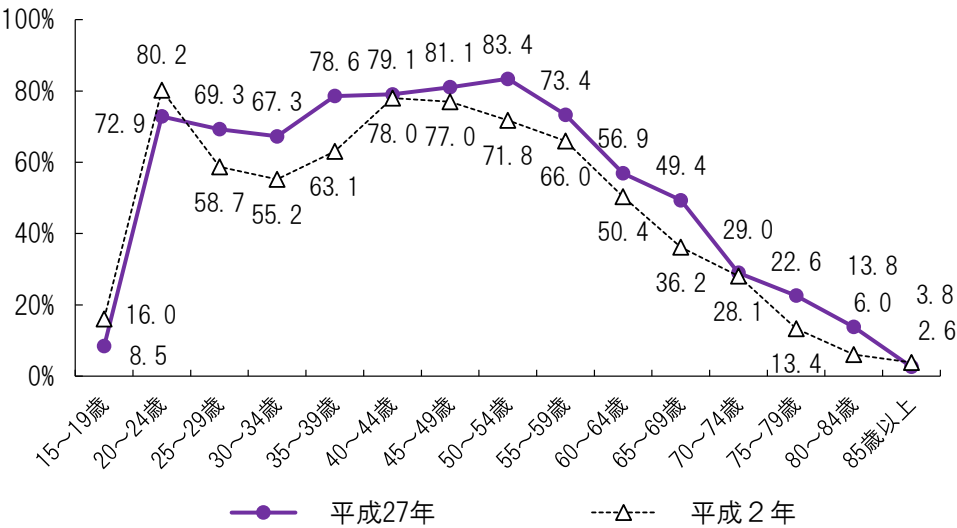


資料：国勢調査

(12) 女性の就業率

平成 27 年の女性の就業率を年齢層別にみると、20～59 歳において 6 割以上と高くなっています。平成 2 年と比較すると、ほとんどの年齢層において平成 27 年の方が高くなっており、特に 25～39 歳では就業率が上昇しており、結婚・出産で一旦仕事を辞めて、ある程度子どもが成長したら再就職するいわゆる“M字カーブ”の谷の部分が緩やかになっていることが分かります。

【女性の年齢別就業率の比較】

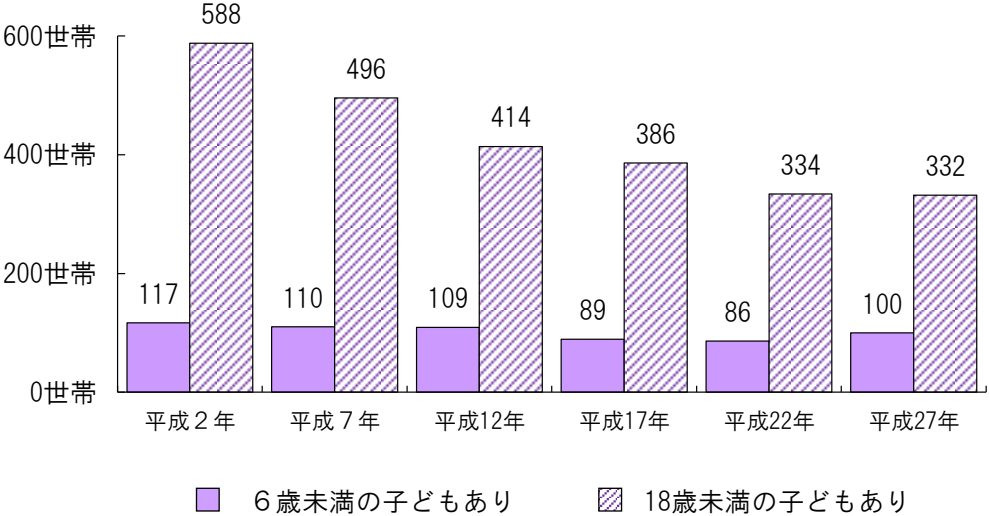


資料：国勢調査

(13) 共働き世帯数

共働き世帯数を子どもの年齢別にみると、6 歳未満の子どもいる共働き世帯数は 100 世帯前後で推移しているものの、18 歳未満の子どもがいる共働き世帯数は減少しています。

【子どもの年齢別共働き世帯数の推移】



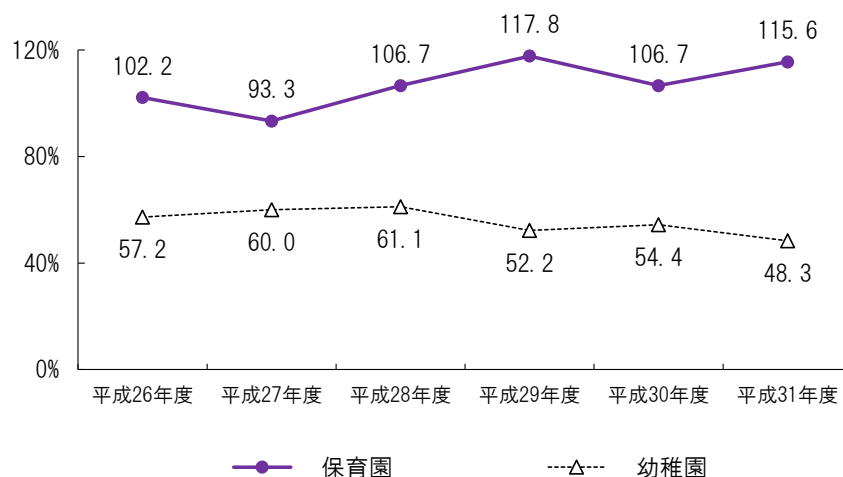
資料：国勢調査

(14) 保育園・幼稚園等在園児数等

定員に対する在園児の割合は、保育園が100%を超えている年度が多いのに対し、幼稚園は50%前後で推移しています。

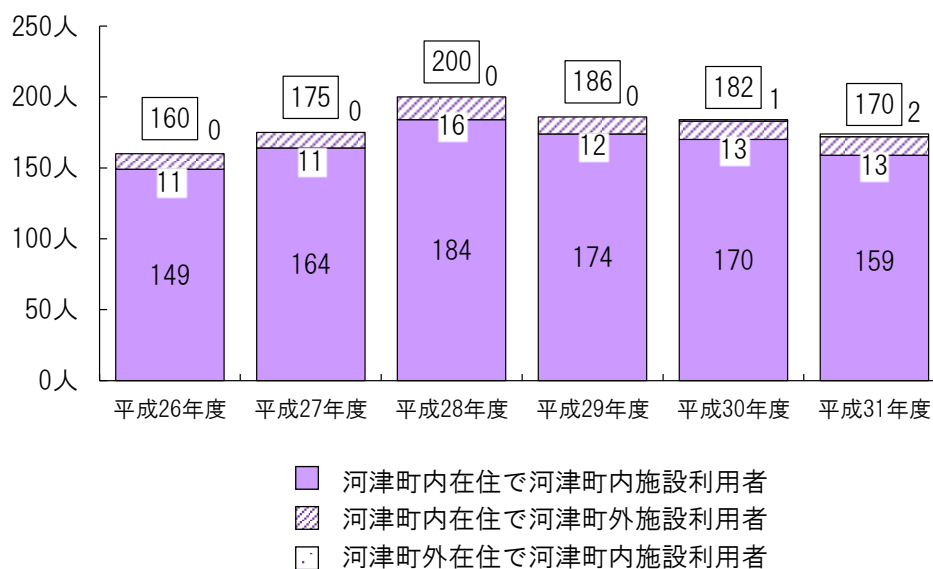
町内外における教育・保育施設利用者数は、180人前後で推移しています。その内訳は、河津町内在住で、河津町内施設利用者がほとんどで、170人前後で推移することが多くなっています。

【定員に対する在園児の割合】



資料：町資料

【町内外における教育・保育施設利用者の推移】



資料：町資料

(15) 児童数・生徒数

小学校の児童数は減少傾向にありますが、中学校の生徒数は180人前後で推移しています。
出生から小学校入学までに減少する人数は改善傾向にあり、近年では横ばいで推移しています。

【児童数・生徒数の状況】

			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
小 学 校	合計	(人)	350	358	347	342	325	311
	1年生	(人)	55	62	47	57	45	49
	2年生	(人)	59	56	65	47	57	45
	3年生	(人)	64	59	56	64	47	56
	4年生	(人)	54	63	59	54	64	45
	5年生	(人)	64	54	63	59	54	64
	6年生	(人)	54	64	57	61	58	52
中 学 校	合計	(人)	185	177	185	170	180	177
	1年生	(人)	68	54	63	56	62	60
	2年生	(人)	53	70	54	61	56	61
	3年生	(人)	64	53	68	53	62	56

資料：学校基本調査

【出生から小学校入学までに減少する人数の状況】

(人)	H20. 01. 01 0歳児		H21. 01. 01 0歳児		H22. 01. 01 0歳児		H23. 01. 01 0歳児		H24. 01. 01 0歳児	
	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
平成20年1月1日	0歳	60								
平成21年1月1日	1歳	60	0歳	64						
平成22年1月1日	2歳	56	1歳	62	0歳	50				
平成23年1月1日	3歳	54	2歳	65	1歳	53	0歳	55		
平成24年1月1日	4歳	54	3歳	64	2歳	55	1歳	59	0歳	40
平成25年1月1日	5歳	53	4歳	63	3歳	52	2歳	59	1歳	41
平成26年1月1日	6歳	52	5歳	63	4歳	52	3歳	56	2歳	42
平成27年1月1日	7歳	54	6歳	58	5歳	49	4歳	54	3歳	40
平成28年1月1日	8歳	54	7歳	60	6歳	51	5歳	54	4歳	40
平成29年1月1日	9歳	54	8歳	60	7歳	53	6歳	55	5歳	41
平成30年1月1日	10歳	52	9歳	59	8歳	54	7歳	56	6歳	43
平成31年1月1日	11歳	52	10歳	59	9歳	51	8歳	54	7歳	41
出生から7歳までに減少する人数		-6		-4		3		1		1

資料：町資料

(16) 学童保育

町内には、放課後児童クラブが1か所あります。在籍者数は増加傾向にあり、1～2年生の利用が目立ちます。また、小学校別では南小学校児童の利用が多くなっています。

【町内放課後児童クラブ在籍者の状況】

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
在籍者数	(人)	19	24	31	31	36	38
1年生	(人)	4	6	9	9	11	9
2年生	(人)	4	5	4	7	10	13
3年生	(人)	6	4	7	5	6	7
4年生	(人)	5	6	3	7	5	5
5年生	(人)	0	3	6	0	3	4
6年生	(人)	0	0	2	3	1	0
西小学校	(人)	0	1	2	8	6	5
南小学校	(人)	15	21	25	20	24	26
東小学校	(人)	4	2	4	3	6	7

資料：町資料

(17) 不登校やいじめ

小学校では平成30年度に不登校の児童が1名いますが、中学校になるとその数は増加します。また、近年のいじめ問題の深刻化により、いじめの認知件数は増加しています。

【不登校やいじめの状況】

			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
小学校	不登校	(人)	0	0	0	0	1
	スクールカウンセラー	(人)	1	1	1	1	1
	いじめ	(件)	2	0	5	4	127
中学校	不登校	(人)	7	3	1	1	6
	スクールカウンセラー	(人)	1	1	1	1	1
	いじめ	(件)	0	1	1	5	12

資料：児童生徒の問題行動等調査

*平成30年度、いじめの件数が急激に増加していますが、これは県の教育委員会より小さいいじめも見逃さず積極的に拾い上げて報告するよう指導を受けたことに依ります。

(18) 家庭児童相談

家庭児童相談件数は、15 件前後で推移しています。近年では自閉症等障害相談が占める割合が高くなっています。

【家庭児童相談件数の状況】

			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	児童虐待相談	(件)	4	0	0
	その他の相談	(件)	1	5	2
障害相談	肢体不自由児相談	(件)	0	0	0
	視聴覚障害相談	(件)	0	0	0
	言語発達障害相談	(件)	1	0	1
	重症心身障害相談	(件)	0	0	0
	知的障害相談	(件)	0	0	0
	自閉症等障害相談	(件)	4	8	8
非行相談	ぐ犯行為等相談	(件)	0	0	0
	触法行動相談	(件)	0	0	0
育成相談	性格行動相談	(件)	0	0	0
	不登校相談	(件)	2	1	0
	適正相談	(件)	0	0	0
	育児・しつけ相談	(件)	2	0	1
その他		(件)	3	0	0
合計		(件)	17	14	12

資料：町資料

(19) 乳幼児健診・健康相談、健康教育事业

乳幼児健診・健康相談、健康教育事业の実施状況は、下表のとおりです。

【乳幼児健診の実施状況】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
4 か月児健診 (受診児・受診率)	(人)	54	45	26	32	22
	(%)	98.2	97.8	100.0	97.0	100.0
10 か月児健診 (受診児・受診率)	(人)	50	50	31	32	30
	(%)	92.6	98.0	93.9	106.7	96.8
1 歳 6 か月児健診 (受診児・受診率)	(人)	44	55	45	31	39
	(%)	95.7	98.2	102.3	100.0	102.6
3 歳児健診 (受診児・受診率)	(人)	48	47	44	48	42
	(%)	98.0	100.0	100.0	100.0	102.4

資料：町資料

【健康相談の実施状況】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
2 歳児健康相談 (実施回数・相談者数)	(回)			6	6	6
	(人)			26	40	29

資料：町資料

【健康教育事业の実施状況】

事業名	対象者		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健診事後教室 ころぼっくる	言葉の出がゆっくり、コミュニケーションが取りにくい、体の動かし方がぎこちない…など、心身の発達に偏りがあったり、成長がゆっくりなお子さん（幼稚園就園前）とその保護者	(回)		11	12	12	12
		(人)		52	55	61	50
健診事後教室 かっぱっぱ	言葉の出がゆっくり、コミュニケーションが取りにくい、体の動かし方がぎこちない…等、心身の発達に偏りがあったり、成長がゆっくりなお子さん（小学校就学前）とその保護者	(回)	12	12	12	12	12
		(人)	115	54	99	93	79
ママパパ学級	（旧：母親学級）河津町に住所のある妊婦とその家族	(回)	8	8	6	9	4
		(人)	39	39	12	20	7
産後ケア事業	体調不良や育児不安のある、産後4ヶ月までの産婦及び乳児	(人)				2	0
ベビー マッサージ 教室	（現：スキンシップセミナー）月齢2ヶ月からハイハイ前の時期の子とその保護者	(回)					4
		(人)					23

資料：町資料 ※人数は延人数

(20) 保健指導・相談、訪問指導

保健指導・相談、訪問指導の実施状況は下表のとおりです。

【保健指導・相談の実施状況】

事業名	対象者		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
育児相談	子育て中の保護者	(回)	12	12	12	12	12
		(人)	429	365	275	149	84
のびのび 発達検査	子どもの発達等に 心配のある保護者	(回)	5	4	5	5	8
		(人)	12	5	11	12	15

資料：町資料 ※人数は延人数

【訪問指導の実施状況】

事業名	対象者		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦訪問	フォローが 必要な妊婦	(人)	2	0	0	0	0
産婦訪問	町内に 住所のある産婦	(人)	64	42	34	28	25
新生児訪問	町内に 住所のある新生児	(人)	64	42	34	28	25

資料：町資料 ※人数は延人数

(21) 手当・助成

子どもに関する手当・助成の支給状況は下表のとおりです。

【子どもに関する手当・助成の支給状況】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
児童手当	(件)	9, 525	9, 130	8, 849	8, 320	7, 891	
児童扶養手当	(件)	38	33	42	45	44	
特別児童扶養手当	(件)	7	7	8	8	8	
子ども医療費助成	(件)	12, 191	11, 408	11, 761	10, 521	10, 160	
ひとり親家庭 医療費助成	件数	(件)	349	345	363	468	400
	利用者数	(人)	55	46	50	52	56
母子寡婦福祉資金	(件)	0	2	1	0	1	
補装具・日常生活用具給付	(件)	159	161	175	185	167	
不妊治療費助成	(件)	17	7	6	10	8	
不育症治療費助成	(件)	不育症治療は平成 30 年 4 月から助成開始					1
ひとり親家庭就学支援事業	(人)	0	0	6	3	1	

資料：町資料

(22) ファミリーサポートセンター・子育てサロン

平成 29 年 7 月から開始したファミリーサポートセンターの利用は増加傾向にありますが、実利用者数や会員数は大きく変わりません。

子育てサロンの利用は、延利用件数、実利用者数ともに減少傾向にあります。

【ファミリーサポートセンターの利用状況】

		平成 29 年度	平成 30 年度
延利用件数	(件)	7	16
実利用者数	(人)	3	3
延利用時間	(時間)	37.5	74.0
会員数（依頼/支援/両方）	(人)	6/8/7	8/9/7

資料：町資料

【子育てサロンの利用状況】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用件数	(件)	5,487	5,339	4,006	4,076	3,871
実利用者数	(人)	2,164	2,104	1,700	1,629	1,565

資料：町資料

(23) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、平成 26 年度以降 28 人（男性 8 人、女性 20 人）で推移しています。

【民生委員・児童委員の状況】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
民生委員・児童委員	(人)	28	28	28	28	28	28
うち 男性委員	(人)	8	8	8	8	8	8
うち 女性委員	(人)	20	20	20	20	20	20

資料：町資料

(24) 虐待通報

虐待通報件数、虐待通報家庭数は減少しており、平成 29 年度以降 0 件、0 家庭です。

【虐待通報の状況】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
虐待通報件数	(件)	3	3	4	0	0
虐待通報家庭数	(家庭)	3	1	0	0	0

資料：町資料

(25) 地域活動

子どもの会の団体数は平成 30 年度に 1 団体減少し、加入者も減少傾向にあります。また、スポーツ少年団は 1 団体ですが、近年加入者が増加して 30 人前後となっています。

【子どもが参加する地域活動の状況】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子ども会	(団体)	20	20	20	20	19	19
	(人)	342	346	334	335	310	295
スポーツ少年団	(団体)	1	1	1	1	1	1
	(人)	20	17	22	23	30	27

* スポーツ少年団の団体数は、町に登録されている団体の数です。

資料：町資料

(26) 公園

町内には公園が 2 つあります。

【町内公園の状況】

公園名称	遊具	水道	駐車場	トイレ
笹原公園	無	有	有	有
浜児童公園	有	有	有	有

資料：町資料

2 アンケート調査結果からみる現状と課題

1. 調査設計

- (1) 対象地域：①就学前児童 河津町在住で、就学前の子どもがいる全世帯
②小学校児童 河津町在住で、小学校1年生～4年生の子どもがいる全世帯
- (2) 調査期間：平成30年11月27日～平成31年1月17日
- (3) 調査方法：①就学前児童 施設配布・施設回収（未就園児は郵送配布・郵送回収）
②小学校児童 学校配布・学校回収

2. 回収状況

	対象者数	有効回収数	有効回収率(%)
就学前児童	184 世帯	121 世帯	65.8%
小学校児童	107 世帯	86 世帯	80.4%

3. 注意事項

- ・結果は百分率で表示し、数表・グラフの百分率は小数第2位を四捨五入しています。そのため、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがあります。また、複数回答可の設問は、すべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。
- ・グラフ中の「N (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- ・スペースの関係で、文言が長い選択肢については、一部省略しています。
- ・就学前児童は「就学前」、小学校児童は「小学生」と記載しています。

(1) お子さんご家族の状況について

■ お住まいの小学校区

	南小学校区	東小学校区	西小学校区	無回答
就学前	53.7%	17.4%	17.4%	11.6%
小学生	61.6%	16.3%	18.6%	3.5%

■ 対象者の年齢・学年（平成30年4月1日現在）

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	無回答
就学前	19.0%	17.4%	15.7%	17.4%	18.2%	12.4%	0.0%
	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	無回答		
小学生	17.4%	25.6%	20.9%	32.6%	3.5%		

■ お子さんの子育てを主に行っている方

就学前：「父母ともに」53.7% > 「主に母親」39.7%

小学生：「主に母親」44.2% > 「父母ともに」43.0%

■ 父母との同居状況

就学前：「父母同居」86.8% > 「母のみ同居（ひとり親家庭）」9.9% > 「父のみ同居（ひとり親家庭）」1.7%

小学生：「父母同居」81.4% > 「母のみ同居（ひとり親家庭）」9.3% > 「父のみ同居（ひとり親家庭）」4.7%

■ 祖父母との同居・近居状況

『祖父母と同居・近居している』——— 就学前：76.0% 小学生：73.2%

（全体から「祖父母どちらとも同居・近居していない」、「無回答」を除いた割合）

子育てを行っている人は、就学前では「父母ともに」が過半数、

小学生では「父母ともに」と「主に母親」が拮抗

8割以上が「父母同居」であるが、「ひとり親家庭」も1割程度

『祖父母と同居・近居している』は約4世帯に3世帯

(2) お子さんの育ちをめぐる環境について

■ お子さんの子育てに日常的に関わっている方・施設

就学前:「父母ともに」60.3% > 「祖父母」37.2% > 「保育園」33.1%

小学生:「父母ともに」48.8% > 「母親」41.9% > 「小学校」40.7%

■ お子さんの子育てに、もっとも影響すると思われる環境

就学前:「家庭」75.2% > 「保育園」／「幼稚園」9.9% > 「地域」0.8%

小学生:「家庭」64.0% > 「小学校」29.1% > 「地域」3.5%

■ お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

祖父母等の親族にみてもらえる

・日常的 ————— 就学前:42.1% 小学生:50.0%

・緊急時もしくは用事の際 ————— 就学前:46.3% 小学生:41.9%

友人・知人にみてもらえる

・日常的 ————— 就学前: 5.0% 小学生: 7.0%

・緊急時もしくは用事の際 ————— 就学前:20.7% 小学生:18.6%

⇒『子どもをみてもらえる親族または友人・知人がいる』(全体から「いずれもない」、「無回答」を除いた割合)

就学前:90.1% 小学生:87.2%

■ お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所

「いる／ある」 ————— 就学前:92.6% 小学生:82.6%

■ お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先(いる／ある人のみ)

	就学前	小学生
第1位	友人や知人 86.6%	友人や知人 88.7%
第2位	祖父母等の親族 82.1%	祖父母等の親族 74.6%
第3位	保育園 幼稚園 25.9%	小学校の先生 33.8%
第4位		かかりつけの医師 5.6%
第5位	町役場 健康福祉課 14.3%	近所の人 4.2%

■ お子さんの子育てに関する支援情報の入手先

	就学前	小学生
第1位	知人・友人 62.8%	小学校 66.3%
第2位	広報かわづ 31.4%	知人・友人 55.8%
第3位	町役場の窓口 29.8%	広報かわづ 24.4%
第4位	保育園 幼稚園 26.4%	インターネット 14.0%
第5位		町役場の窓口／テレビ 11.6%

■ お子さんの子育てに関する支援情報についての満足状況

『満足している』(「とても満足」+「やや満足」) ————— 就学前:52.9% 小学生:50.0%

子育てにもっとも影響すると思われる環境は、「家庭」が6～7割台

日常的または緊急時に親族や友人・知人にみてもらえる人は、9割程度
相談先として「親族」、「友人や知人」が圧倒的に多い

(3) 保護者の就労状況について

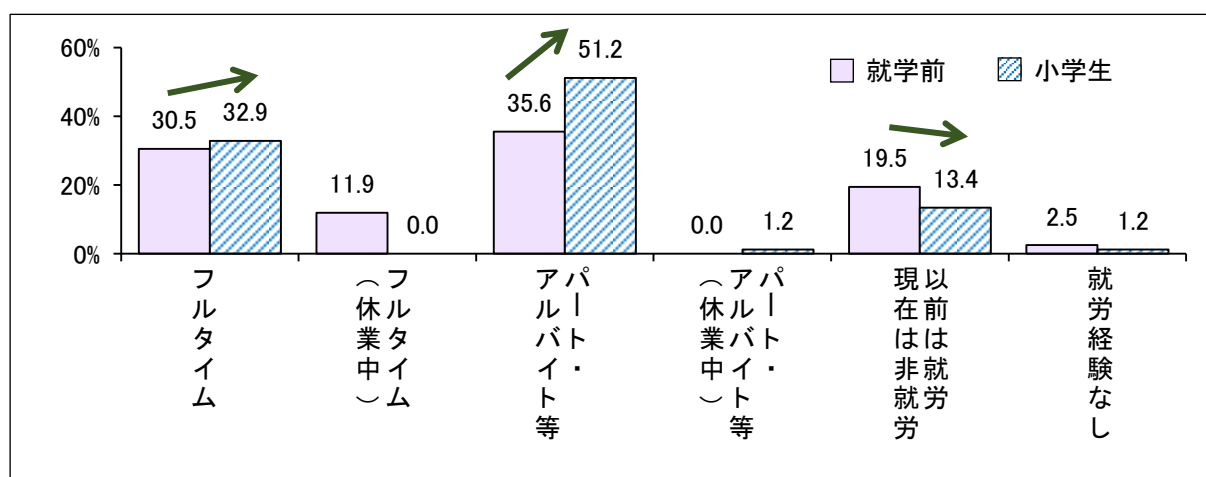
■ 就労状況

母親	フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (休業中)	以前は就労 今は就労なし	就労した ことがない	無回答
就学前	30.5%	11.9%	35.6%	0.0%	19.5%	2.5%	0.0%
小学生	32.9%	0.0%	51.2%	1.2%	13.4%	1.2%	0.0%

父親	フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (休業中)	以前は就労 今は就労なし	就労した ことがない	無回答
就学前	99.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
小学生	90.8%	0.0%	2.6%	0.0%	2.6%	0.0%	3.9%

※休業中は、産休・育休・介護休暇中を指す

【グラフ 母親の就労状況】



■ 【母親】フルタイムへの転換希望（パート・アルバイト等で就労している人のみ）

就学前:「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」59.5%

> 「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」26.2%

小学生:「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」65.1%

> 「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」23.3%

■ 【母親】就労したいという希望（就労していない人のみ）

就学前:「1年より先に就労したい」46.2% > 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」38.5%

> 「就労の予定はない」11.5%

小学生:「就労の予定はない」25.0% = 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」25.0%

= 「1年より先に就労したい」25.0%

■ 【母親】希望する就労形態（すぐにでも、1年以内に就労したい人のみ）

就学前:「パート・アルバイト等」80.0% > 「フルタイム」20.0%

小学生:「パート・アルバイト等」100.0%

就学前の母親は7割弱、小学生の母親は8割強が

『就労している（休業中を除く）』（「フルタイム」＋「パート・アルバイト等」）

パート・アルバイト等で就労している人は、継続を希望する人が多い

小学生の母親より就学前の母親の方が就労意向

（「1年より先に就労したい」＋「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」）が多い

（４）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（就学前のみ）

■ 定期的な教育・保育の事業の利用状況

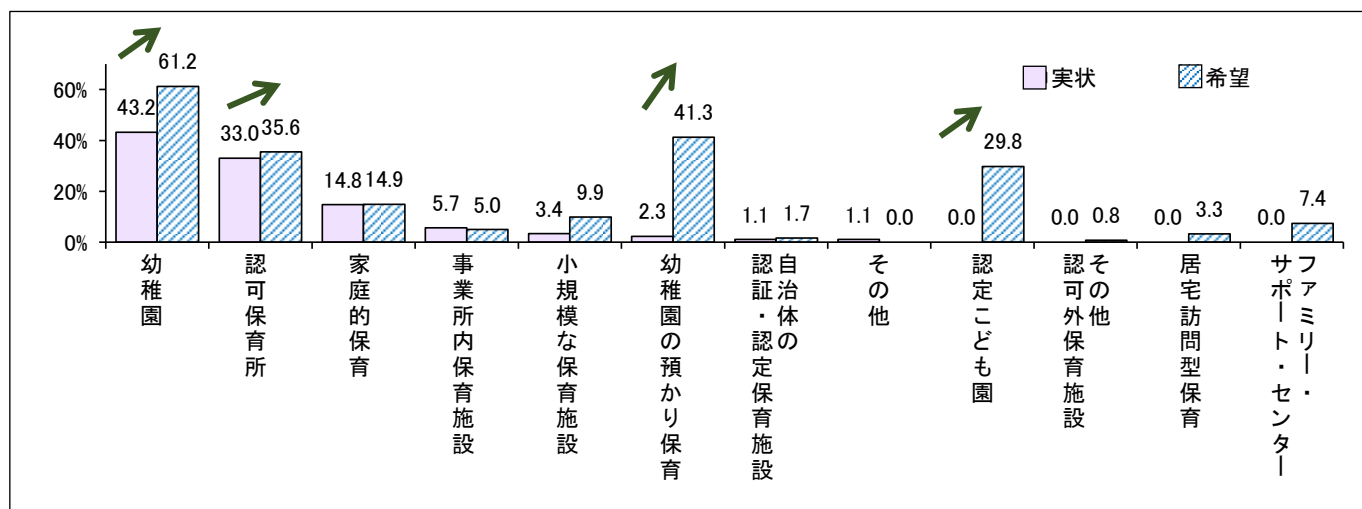
「利用している」72.7% > 「利用していない」27.3%

「利用している」⇒ 0歳 17.4%、1歳 61.9%、2歳 73.7%、3歳 100.0%、4歳 100.0% 5歳 93.3%

■ 利用している事業・利用したい事業

【現状】「幼稚園」43.2% > 「認可保育所」33.0% > 「家庭的保育」14.8%

【希望】「幼稚園」61.2% > 「幼稚園の預かり保育」41.3% > 「認可保育所」35.6%



■ 利用している事業・利用したい事業の実施場所

【現状】「河津町内」81.8% > 「河津町外」6.8%

【希望】「河津町内」87.6% > 「河津町外」5.8%

■ 事業を利用していない理由

「子どもがまだ小さいため」73.6% > 「利用する必要がない」45.0%

↓ > 「子どもの祖父母や親戚の人がみている」11.4%
 利用を開始しようと思うお子さんの年齢 —— 「3歳」62.1% > 「4歳」13.6% > 「2歳」11.7%

3歳以上の定期的な教育・保育の事業を「利用している」は9割強

「幼稚園」の利用が4割強、「認可保育所」の利用が3割強

「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」の希望が現状よりも多い

(5) 地域の子育て支援事業の利用状況について（就学前のみ）

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」63.6% > 「地域子育て支援拠点事業」13.2%

■ 今後の利用意向

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」57.0%

> 「利用していないが、今後利用したい」23.1%

> 「すでに利用しているが、今後は利用日数を増やしたい」13.2%

■ 事業の認知状況・利用状況・満足度・利用意向

	認知状況		利用状況	
第1位	育児相談	90.9%	子育てサロン(チョコット)	65.3%
第2位	母親学級	88.4%	母親学級	62.0%
第3位	子育てサロン(チョコット)	87.6%	育児相談	58.7%
第6位	健診事後教室(ころぼっく、かっぱっぱ)	59.5%	健診事後教室(ころぼっく、かっぱっぱ)	19.0%
第7位	保健センターの情報・相談サービス	49.6%	家庭教育に関する学級・講座	18.2%
第8位	家庭教育に関する学級・講座	37.2%	保健センターの情報・相談サービス	16.5%
	満足度（利用した人のみ・5点満点）		利用意向	
第1位	母親学級	4.11 点	子育てサロン(チョコット)	60.3%
第2位	子育てサロン(チョコット)	4.06 点	育児相談	55.4%
第3位	育児相談	3.98 点	保健センターの情報・相談サービス	50.4%
第6位	健診事後教室(ころぼっく、かっぱっぱ)	3.95 点	家庭教育に関する学級・講座	48.8%
第7位	保健センターの情報・相談サービス	3.82 点	母親学級	38.0%
第8位	家庭教育に関する学級・講座	3.40 点	健診事後教室(ころぼっく、かっぱっぱ)	28.1%

地域子育て支援拠点事業を「利用していない」が6割強

「子育てサロン(チョコット)」は認知状況、利用状況、満足度、利用意向、
全項目において上位を占める

(6) 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について（就学前のみ）

■ 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日—————

「利用する必要はない」43.8% > 「月に1～2回は利用したい」32.2% > 「ほぼ毎週利用したい」19.8%

日曜日・祝日—————

「利用する必要はない」56.2% > 「月に1～2回は利用したい」19.8% > 「ほぼ毎週利用したい」9.1%

■ 長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望（幼稚園を利用している人のみ）

「休みの期間中、週に数日利用したい」42.1% > 「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」26.3%

> 「利用する必要はない」23.7%

「利用する必要はない」は、土曜日では4割強、日曜日・祝日では6割弱、長期休暇中は2割強
長期休暇中においては、ある程度の教育・保育ニーズがある

（７）病気の際の対応（平日の教育・保育を利用する方のみ）について（就学前児童のみ）

- １年間にお子さんが病気やケガで教育・保育の事業、小学校が利用できなかったこと
(就学前：定期的に事業を利用している人のみ)

「あった」 ————— 就学前:69.3%

- その対処方法（あった人のみ）

就学前:「母親が休んだ」80.3% > 「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」39.3%

- 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思ったか（母親／父親が休んだ人のみ）

就学前:「利用したいとは思わない」51.0% > 「できれば利用したい」49.0%

- 「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思ったか

(親族等が子どもをみた・留守番をさせた人のみ)

就学前:「できれば仕事を休んで看たい」70.4% > 「休んで看することは非常に難しい」18.5%

子どもが病気の際の対応は「母親が休んだ」が約８割で、主な対処方法となっている

ただ、病児・病後児保育施設の利用意向については

「利用したい」よりも「利用したいとは思わない」がわずかに多く、

「できれば仕事を休んで看たい」が約７割（「休んで看することは非常に難しい」は約２割）

（８）不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について（就学前児童のみ）

- １年間の不定期の教育・保育事業の利用状況

就学前:「利用していない」81.8% > 「幼稚園の預かり保育」9.9%

- 利用していない理由（利用していない人のみ）

就学前:「特に利用する必要がない」52.5% > 「利用料がかかる・高い」19.2%

- 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向

就学前:「利用する必要はない」52.9% > 「利用したい」43.8%

- １年間に、保護者の用事により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらったこと

「あった」 ————— 就学前:18.2%

- その対処方法（あった人のみ）

「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」 ————— 就学前:90.9%

不定期の教育・保育事業を利用している人は１割以下

未利用理由は「特に利用する必要がない」が過半数で、ニーズ自体はさほど高くない

（９）放課後学童クラブの利用状況・利用意向について（就学前児童は４歳・５歳のみ）

■ 放課後学童クラブの利用状況（小学生のみ）

「利用していない」75.6% > 「利用している」23.3%

「利用している」—— 1年生 40.0%、2年生 18.2%、3年生 27.8%、4年生 14.3%

■ 平日・土曜日・長期休暇中の利用状況（小学生の利用している人のみ）

「利用している」—— 平日：85.0%、土曜日：35.0%、（夏休みや冬休みなどの）長期休み：95.0%

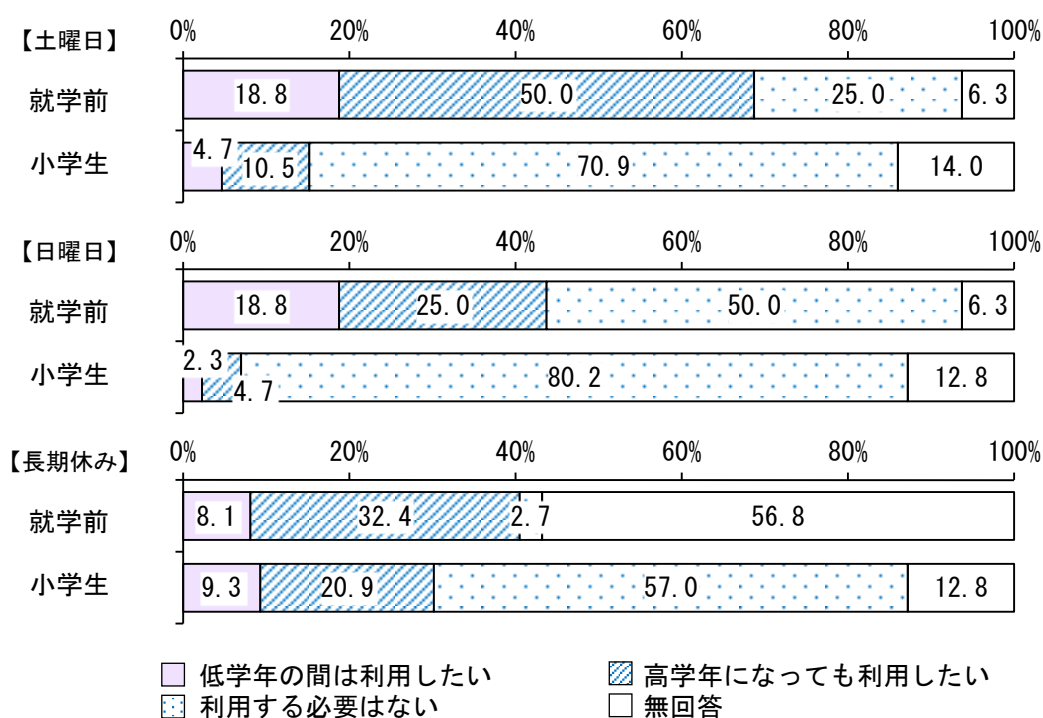
■ 低学年の放課後の時間を過ごさせたい場所（就学前児童：４歳・５歳のみ）

「自宅」59.5% > 「放課後児童クラブ」43.2% > 「習い事」37.8% > 「祖父母宅や友人・知人宅」32.4%

■ 高学年の放課後の時間を過ごさせたい場所（就学前児童：４歳・５歳のみ）

「自宅」56.8% > 「習い事」48.6% > 「祖父母宅や友人・知人宅」37.8% > 「放課後学童クラブ」35.1%

■ 放課後学童クラブの利用希望（就学前児童は平日の放課後学童クラブを希望した人のみ）



就学前児童における放課後児童クラブの利用意向は約４割だが、
小学生で実際に利用しているのは２割台
利用希望も就学前と小学生では大きく異なる

(10) 育児休業など職場の両立支援制度について（就学前のみ）

■ 育児休業に関する制度（育児休業給付・保険料免除）の認知状況

「育児休業給付のみ知っていた」35.5% > 「いずれも知らなかった」33.1%

> 「いずれも知っていた」26.4%

⇒『育児休業給付を知っていた』（「いずれも知っていた」+「育児休業給付のみ知っていた」）61.9%

『保険料免除を知っていた』（「いずれも知っていた」+「保険料免除のみ知っていた」）28.1%

■ 育児休業の取得状況

【母親】「働いていなかった」40.7% > 「取得していない」28.0% > 「取得した（取得中）」27.1%

【父親】「取得していない」86.1% > 「取得した」1.9% > 「働いていなかった」0.0%

■ 母親の育児休業取得後の職場復帰の状況（取得した人のみ）

【母親】「育児休業取得後、職場に復帰した」53.1% > 「現在も育児休業中である」37.5%

> 「育児休業中に離職した」9.4%

■ 母親の職場復帰のタイミング（育児休業取得後、職場に復帰した人のみ）

【母親】「年度初め以外だった」58.8% > 「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」41.2%

育児休業給付の認知状況は約6割、保険料免除の認知状況は約3割

母親において育児休業を「取得した」、「取得していない」はそれぞれ3割弱で拮抗

「育児休業中に離職した」は1割未満で、取得後は「職場に復帰した」が5割強

(11) 子育てに関する一般的な事項について

■ 河津町の子育て環境や支援の満足度（1～5の5段階評価）

就学前:「ふつう」（「3」）43.8% > 『満足していない』（「1」+「2」）26.5% > 『満足している』（「4」+「5」）25.6%

⇒平均点:2.95点

小学生:「ふつう」（「3」）48.8% > 『満足している』（「4」+「5」）24.4% > 『満足していない』（「1」+「2」）18.6%

⇒平均点:3.13点

■ 今後、河津町の子育て環境をさらによくしていくために、重要と思われるもの

就学前:「多様な保育サービスの充実や放課後児童に対する施策の充実」76.9%

就学前:「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」66.1%

就学前:「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」55.4%

小学生:「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」58.1%

小学生:「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」55.8%

小学生:「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」54.7%

子育て環境や支援の満足度は『ふつう』が約半数

子育て環境をよりよくしていくために重要と思われる施策は

就学前では「保育サービスの充実」が2番目の「遊び場の充実」よりも約1割多く、

小学生では「経済的な支援」、「医療体制の整備」、「遊び場の充実」が5割台で拮抗

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法では、子育てについての第一義的な責任が父母その他の保護者にあるという基本的認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないことが謳われています。

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町の上位計画である『河津町第3期地域福祉計画』で掲げた基本理念の“みんなが支えあい、助けあい、一人ひとりが輝いて暮らせるまち”との整合性を保つため、“**支えあい、助けあい、みんなで育てるまち かわづ**”を基本理念とします。

本計画においてはこの基本理念の下、育児の負担、子育てに伴う孤立感、子育てと仕事の両立の負担といった保護者の子育てについて障害を取り除き、保護者が子育ての意義や子育ての喜び、さらには子育てを行うことにより、子どもとともに保護者自身、さらには地域全体も成長していくことができるまちづくりを目指して各施策・事業を推進していきます。

～ 基 本 理 念 ～

『支えあい、助けあい、
みんなで育てるまち かわづ』

子どもたちは社会の希望であり、未来の力です。明るく活気あるこれからの河津町を築き上げていくのは、その子どもたちです。河津町で生まれ、育った子どもたちが、家族や地域に心から祝福され、未来を担う子どもたち一人ひとりがいきいきと輝くことができるよう、地域が一体となって、みんなで育てるまちづくりを目指します。

2 計画の重点施策と分野別施策

本計画の推進にあたっては、先の基本理念を基調として子ども・子育て支援法に規定される“幼児期の学校教育・保育の充実”及び“地域子ども・子育て支援事業の充実”を【重点施策】と位置づけ、さらに、第1期計画において掲げてきた各施策について、改めて【分野別施策】として整理し直し、基本目標と掲げて計画を策定し、施策・事業を推進していきます。

(1) 重点施策

重点施策1 幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の希望を叶えることができるよう、子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育の充実を図ります。

また、国の「子育て安心プラン」を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進し、待機児童ゼロの達成及び維持に努めます。

【幼児期の学校教育・保育】

特定教育・保育	幼稚園、保育園、認定こども園
地域型保育	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

＊町内にない施設も記載しています。

重点施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実

在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を図ります。

また、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりについて検討していきます。

【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援事業	②地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)
③一時預かり事業	④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業他	⑥子育て短期支援事業
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	⑧時間外保育事業(延長保育事業)
⑨病児保育事業	⑩放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)
⑪妊婦健康診査事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

(2) 分野別施策

分野別施策1 地域における子育て支援の充実

核家族化の進行や地域におけるコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児に悩みを持つ世帯も少なくありません。特に、妊娠・出産・子育て期の家庭は産前産後の心身の不調や悩みを抱え、周囲の支援を必要としている場合があります。子育てしやすい環境となるように、子育て家庭の孤立感や子育てにかかる負担感を軽減し、地域との連携を図りながら、子育てに役に立つ情報や多様な保育サービスを提供するとともに、地域の子育てネットワークづくりを推進します。

また、子育て家庭の家計の負担を軽減するために、医療費などの経済的負担の軽減を図るとともに、貧困状況にある子どもが、社会的に孤立して必要な支援が受けられないという状態にならないよう、相談事業の充実を図ります。

分野別施策2 子育てにやさしい生活環境の整備

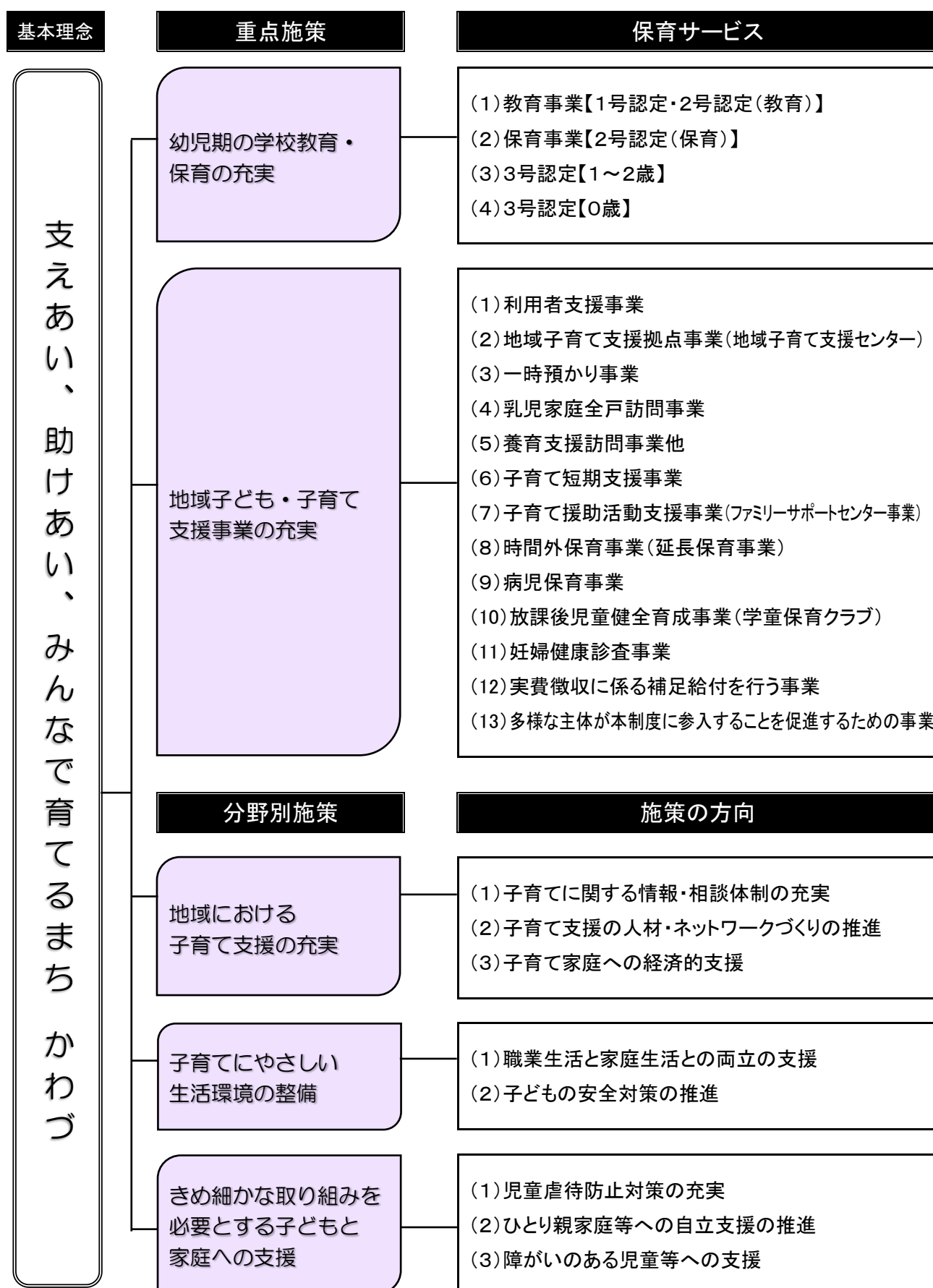
男女がともに職業生活と家庭生活を両立するためには、男女が協力して家庭を築き、働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、男性を含め労働者、経営者、地域住民等の働き方の見直しを図り、意識改革を推進する必要があります。子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、啓発・広報等を充実します。

また、地域での生活において、安心・安全が保持されている環境が整っていることは、子どもや子育て世代に限らず、すべての人にとって大切なことですが、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれるケースが後を絶ちません。子どもをそのような危険から守るためには、幼稚園、保育園、学校、警察、関係機関・団体等との連携・協力のもと、安心・安全に子どもの育ちと子育てを支える環境となるように、子育て家庭に配慮した生活環境を整備します。

分野別施策3 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

ここ数年の間に、子どもの虐待のニュースをよく耳にするようになりました。虐待は、心身を傷つけるだけでなく、将来の子どもの性格や物事の考え方にまで悪影響を及ぼします。児童虐待をはじめとする要保護児童対策については、保護者の不安や心配、悩みが軽減され、責任とゆとりを持って子育てができるように、ひとり親家庭への総合的な自立支援の推進、障がい児対策の充実、子どもの人権教育の啓発普及活動や相談体制の充実、子どもへの虐待防止対策等のきめ細かな支援や適切な指導を、関係機関等と連携しながら総合的に進めていきます。

3 施策の体系



第4章 重点施策(子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策)

1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度は『子ども・子育て支援給付』と『その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援』の2つに大きく分かります。

『子ども・子育て支援給付』は、国が統一的な基準等を設けて各市町村が主体となってサービス提供を行う「子どものための教育・保育給付」と「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」から構成されます。

『その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援』は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う「地域子ども・子育て支援事業」と、国が主体となって進める「仕事・子育て両立支援事業」で構成されます。

【子ども・子育て支援サービスの全体像】

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付		市町村主体
	施設型給付	幼稚園、保育園、認定こども園	
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
	子育てのための施設等利用給付		
	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	
		児童手当等交付金	国主体
		児童手当法等に基づく児童手当等の給付	

養育している者に必要な支援 その他の子ども及び子どもを	地域子ども・子育て支援事		市町村主体
	(1)利用者支援事業		
	(2)地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）		
	(3)一時預かり事業		
	(4)乳児家庭全戸訪問事業		
	(5)養育支援訪問事業他		
	(6)子育て短期支援事業		
	(7)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	(8)時間外保育事業（延長保育事業）		
	(9)病児保育事業		
	(10)放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）		
	(11)妊婦健康診査事業		
	(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業		
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			
		仕事・子育て両立支援事業	国主体
		企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	

教育・保育給付の認定区分

子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。保育の必要性の認定については、国が策定する認定基準をもとに、運用の実態を勘案しながら河津町が基準を策定します。

また、令和元年 10 月より実施されている幼児教育・保育無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。

対象となる事業は、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等の 3 歳から 5 歳のすべての子どもの利用料の無償化と、0 歳から 2 歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で利用料が無償化されます。

【教育・保育給付の認定区分】

認定区分	対 象 者	保育の必要性	対 象 施 設
1 号認定	満 3 歳以上の子どもで、教育を希望する場合	なし	幼稚園 認定こども園
2 号認定	満 3 歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	あり	保育園、認定こども園 認可外保育施設
3 号認定	満 3 歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合		保育園、認定こども園 特定地域型保育事業 認可外保育施設

子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年 10 月 1 日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

【子育てのための施設等利用給付の認定区分】

認定区分	支 給 要 件	主な利用施設
新 1 号認定	・新 2 号認定子ども、新 3 号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新 2 号認定	・満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満 3 歳入園児は新 3 号、年少児からは新 2 号)
新 3 号認定	・満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業 (2 歳児まで新 3 号、3 歳児からは新 2 号)

2 教育・保育提供区域の設定

区域設定の概要

子ども・子育て支援法 第 61 条第 2 項において、“市町村は、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定しなければならない”とされています。

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（＝教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子ども数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

河津町における教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域

上記の考え方を踏まえ、河津町では、教育・保育提供区域を、町内全域（1 区域）に設定します。また、地域子ども・子育て支援事業についても、町内全域（1 区域）に設定します。

【教育・保育提供区域】

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳児）	全町（1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、河津町内を1区域とします。
2号認定（3～5歳児）		
3号認定（1～2歳児）		
3号認定（0歳児）		

【地域子ども・子育て支援事業提供区域】

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
(1) 利用者支援事業	全町（1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、河津町内を1区域とします。
(2) 地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）		
(3) 一時預かり事業		
(4) 乳児家庭全戸訪問事業		
(5) 養育支援訪問事業他		
(6) 子育て短期支援事業		
(7) 子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）		
(8) 時間外保育事業（延長保育事業）		
(9) 病児保育事業		
(10) 放課後児童健全育成事業 （学童保育クラブ）		
(11) 妊婦健康診査事業		

3 児童人口の将来推計

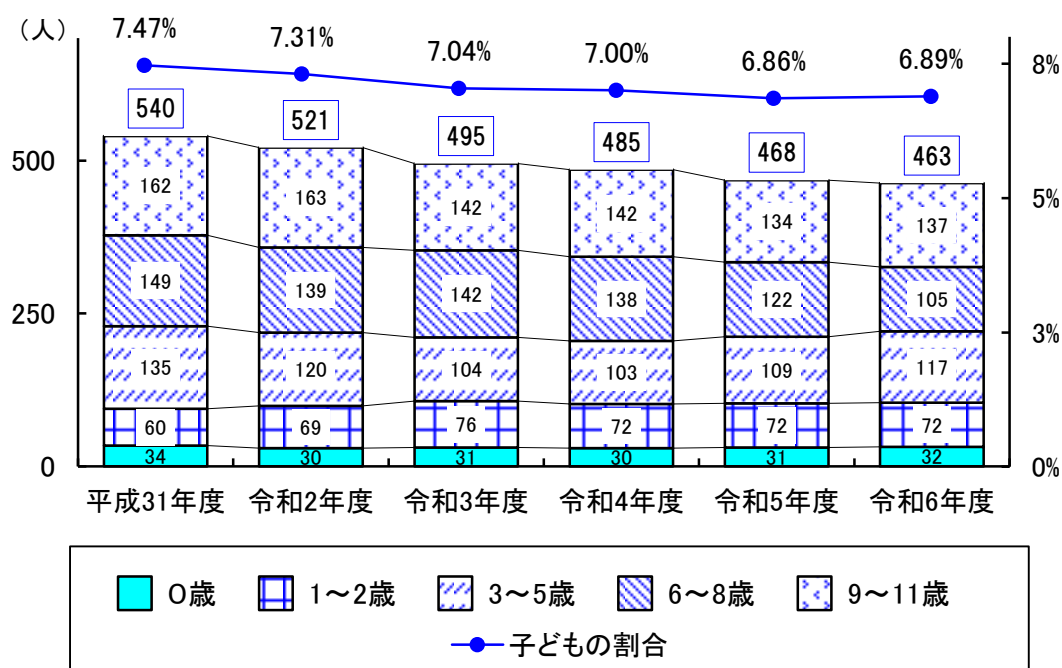
平成 29 年度から平成 31 年度（4 月 1 日時点）の性別・各歳別の平均変化率を基本に、河津町の人口を推計すると、下表のとおりになります。

総人口は、毎年度 100 人前後ずつの減少傾向となり、計画期間の最終年度である令和 6 年度においては 6,716 人と、平成 31 年 4 月時点（7,228 人）よりも 512 人減少することが見込まれます。

また、子ども・子育て支援事業に関する 11 歳以下の子どもの人数も減少傾向で、令和 6 年度では 463 人、総人口に占める子どもの割合は 6.89%まで減少することが推測されます。

人 口 推 計

	平成31年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)
総人口	7,228	7,129	7,028	6,924	6,823	6,716
子どもの人数	540	521	495	485	468	463
子どもの割合	7.47%	7.31%	7.04%	7.00%	6.86%	6.89%
9～11歳	162	163	142	142	134	137
6～8歳	149	139	142	138	122	105
3～5歳	135	120	104	103	109	117
1～2歳	60	69	76	72	72	72
0歳	34	30	31	30	31	32



4 幼児期の学校教育・保育事業

量の見込み設定についての考え方

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

（１）教育事業【１号認定・２号認定（教育）】

対象

１号認定の３～５歳児及び２号認定（保育の必要性あり）の３～５歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	87	77	67	66	70	75
１号認定		27	24	23	25	27
２号認定 (教育ニーズ)		50	43	43	45	49
② の確保 内容						
特定教育・保育		160	160	160	160	160
施設給付でない 幼稚園		0	0	0	0	0
差(②－①)		83	93	94	90	85

量の確保方策

- 令和元年度現在、“町立さくら幼稚園”で事業を行っており、利用定員は180名となっています。量の見込みが最大である令和２年度の必要利用定員総数77人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、計画期間の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。なお、定員のうち20人分は、幼稚園の16時30分までの預かり保育を活用し、２号認定の保育ニーズの受け皿として提供可能量の確保を図ります。

(2) 保育事業【2号認定（保育）】

対象

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	30	43	37	37	39	42
② 確保の内容	特定教育・保育		27	27	27	27
	幼稚園・預かり保育		20	20	20	20
	認可外保育施設		0	0	0	0
差(②－①)		4	10	10	8	5

量の確保方策

- 令和元年度現在、“私立わかば保育園”で事業を行っており、3～5歳児の利用定員は27人で、現状、定員の弾力化量等で受け入れを行っています。量の見込みが最大である令和2年度の必要利用定員総数 43 人に対し、受け入れ可能人数は下回っていますが、幼稚園の16時30分までの預かり保育を活用し、2号認定の保育ニーズの受け皿として提供可能量の確保を図ります。

(3) 3号認定<0～2歳>

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

<1～2歳児>		令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		31	29	32	31	31	31
② 確保の内容	特定教育・保育		18	18	18	18	18
	特定地域型保育		17	17	15	15	15
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
差(②－①)			6	3	2	2	2

量の確保方策

- 令和元年度現在、“私立わかば保育園”と、家庭的保育の“ぐるんばのおうち”、“ワタナベイビーズ”、“ぽんぽんやまのおうち”及び事業所内保育の“ひまわり保育所（伊豆今井病院）”で事業を行っており、1～2歳児の利用定員は合計35人となっています。この定員で量の見込みが最大である令和3年度の必要利用定員総数32人に対し、受け入れ可能ですが、令和4年度以降、0歳児の受け入れを2人増やし、その分1～2歳児の受け入れを減らして、33人に変更する予定です。

<0歳児>		令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		3	5	5	5	5	5
② 確保の内容	特定教育・保育		0	0	0	0	0
	特定地域型保育		3	3	5	5	5
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
差(②－①)			▲2	▲2	0	0	0

量の確保方策

- 令和元年度現在、家庭的保育の“ぐるんばのおうち”、“ワタナベイビーズ”、“ぽんぽんやまのおうち”で事業を行っており、0～2歳児の利用定員は合計3人となっています。計画期間の見込みの必要利用定員総数5人に対して、2人分不足していますが、令和4年度以降、0歳児の受け入れを2人増やすため、新たな受入先の確保に努めます。

0～2歳の保育利用率

（単位：％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	34.3	34.6	35.3	35.0	34.6

* 保育利用率は、3号認定(0歳＋1～2歳)の確保の内容(保育提供可能量)÷推計人口により算出

5 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりに設定します。

（１）利用者支援事業

事業内容

子どもやその保護者が、幼稚園・保育園等での教育・保育や、一時預かり、放課後学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

量の見込みと確保の内容

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②－①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・引き続き、健康福祉課において、子育て世帯が必要とするサービスの情報提供とともに、相談業務など、子育て家庭への総合的な支援を行います。

（２）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

(単位:人回)	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	3,800	4,000	4,330	4,120	4,160	4,200
② 確保の内容		4,000	4,330	4,120	4,160	4,200
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②－①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・健康福祉課で子育てサロン等の事業を実施し、需要に対応します。現在、保健福祉センターにて実施していますが、新しい子育て支援施設が建設された後は、そちらの施設で事業展開する予定です。

(3) 一時預かり事業

事業内容

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外の児童については、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、保育園等で実施しています。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	2,325	6,076	5,266	5,216	5,519	5,924
② 確保の内容		6,076	5,266	5,216	5,519	5,924
		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
差(②－①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 令和元年度時点、“町立さくら幼稚園”で当該事業を実施しています。量の見込みが最大となるのは令和2年度の6,076人日／年で、令和元年度見込みの約2.6倍の事業量ですが、現在の供給体制でも受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0	2,012	1,939	1,884	1,948	2,031
② 確保の内容		0	0	1,884	1,948	2,031
		0箇所	0箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
差(②－①)		▲2,012	▲1,939	0	0	0

量の確保方策

- 令和3年度に完成予定の子育て支援施設を活用して事業を実施し、提供可能量の確保を図ります。

(4) 乳児全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	34	30	31	30	31	32
② 確保の内容	実施体制	保健師等				
	実施機関	役場 健康福祉課				

量の確保方策

- ・引き続き、健康福祉課を実施機関として、全戸訪問に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	5	4	5	4	5	5
② 確保の内容	実施体制	保健師等				
	実施機関	役場 健康福祉課				

量の確保方策

- ・健康福祉課を実施機関として、乳幼児全戸訪問後も継続した支援が必要と判断した家庭に訪問をしていきます。
- ・関係機関と連携し、支援家庭が適切な養育ができるよう助言や指導を行っていきます。
- ・虐待の発生を予防し、早期発見・早期対応の体制づくりを進めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②－①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 令和元年度現在、当該事業の実績はありません。今回実施したニーズ調査においては、当該事業のニーズはありませんでしたが、今後、利用ニーズが見込まれる際は、利用希望者の動向、施設確保、事業態勢及び実施を含めて検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	16	20	18	18	17	17
② 確保の内容		20	18	18	17	17
差(②－①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 平成29年7月からファミリーサポートセンターがスタートしており、延利用件数や延利用時間は増加していますが、実利用者数は大きく変わっていません。アンケート結果によるニーズは算出されませんでしたが、利用実績及び潜在的なニーズもあるため、今後はサービスの周知・啓発に努め、利用者並びに回数の増加に努めます。

(8) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

保育園の開所時間を超えて保育を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

(単位：人)	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0	3	3	3	3	3
② 確保の内容		0	3	3	3	3
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②－①)		▲3	0	0	0	0

量の確保方策

- 令和元年度時点、保育標準時間を超えた延長保育事業は実施していませんが、アンケート結果からもニーズがあることから、令和3年度には受入開始できるよう、調整を検討します。なお、保育短時間の利用者に対する16時30分から18時15分までの延長保育事業は対応中で、令和元年度は4名程度の実績があります。

(9) 病児保育事業

事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0	299	288	280	289	302
② 確保の内容		0	0	0	0	0
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
差(②－①)		▲299	▲288	▲280	▲289	▲302

量の確保方策

- 令和元年度現在、町内には委託可能な医療機関・施設がないため、実績はありません。今後のニーズはあるものの、町内で当該事業を展開する医療機関・施設を確保するのは施設面や人材面で難しいため、近隣市町村と連携して、受け入れ体制の確保に努めます。

(10) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	38	42	42	41	35	31
6年生	0	2	1	1	1	1
5年生	4	2	3	3	3	3
4年生	5	5	5	5	5	5
3年生	7	4	5	5	5	4
2年生	13	10	9	9	9	6
1年生	9	19	19	18	12	12
② 確保の内容		45	45	45	45	45
		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
差(②－①)		3	3	4	10	14

量の確保方策

- 令和元年度において、南小学校（1 箇所）で当該事業を実施します。量の見込みが最大である令和2年度の 42 人に対し、供給体制で受け入れが可能となっています。また、夏休み等の長期休み期間のニーズは高いため、そのような時期でも対応できるよう、受入体制を検討していきます。

(11) 妊婦健康診査事業

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人回／年)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	395 (14回)	420 (14回)	434 (14回)	420 (14回)	434 (14回)	448 (14回)
② 確保の内容	実施場所	妊婦が希望する産科医療機関				
	実施体制	医療機関との連携				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	初 期～妊娠 23 週:4週間に1回 妊娠 24 週～35 週:2週間に1回 妊娠 36 週～分 娩:1週間に1回				

量の確保方策

- ・健康福祉課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び小中学校に通園・通学する児童の保護者が通園・通学している施設に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

今後の方針

- ・国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

今後の方針

- ・国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

(1) 認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもを受け入れ、教育と保育を一体的に提供できる施設です。

現在、本町には幼稚園と保育園が各1園ありますが、アンケート調査での母親の就労希望をみると、今後も保育ニーズが高まることが予測され、認定こども園への潜在的な需要は今後も高まると考えられることから、民間の活用も視野に入れて検討していきます。

(2) 教育・保育及び地域子育て支援事業の役割と推進方策

幼稚園、保育園については、より質の高い教育・保育が提供できるよう、人材の確保に努めるとともに、研修の実施など、人材の育成に努めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育園は、子ども・子育て支援の中心的な施設であり、地域型保育事業は、補完的な位置づけとなります。第1期計画期間では、家庭的保育施設が3箇所、事業所内保育施設が1箇所開設され、0～2歳児の保育量が充実されました。

今後も、相互の情報共有と連携を図り、地域型保育事業、保育園、幼稚園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう努めます。

(4) 幼稚園、保育園と小学校等との連携

幼稚園や保育所での生活が小学校入学以降の学ぶ力の土台づくりにつながることに配慮した教育・保育の内容の実施を図ります。

また、行事を通じた児童の交流や、体験学習などの連携を通じて小学校への円滑な接続を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等が給付の対象となりました。

この制度の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

第5章 分野別施策

1 地域における子育て支援の充実

(1) 子育てに関する情報・相談体制の充実

家族形態や生活環境等の変化によって、子育てに対する身体的・精神的な負担が増え、多くの保護者が不安や戸惑いを抱えて、出産や子育てに臨んでいるケースもみられます。保護者が不安や負担なく、快適に子育てを行うためには、家庭の状況や子どもの発育段階等、一人ひとりの状況に応じた適切な情報提供や相談体制が必要です。このため、子育てに関する多岐にわたる情報を整理・選別し、子どもの月齢や年齢に応じた内容で、子育て世代のライフスタイルにあった媒体を通して提供していくとともに、子育て中の家庭が孤立しないよう、適切な相談サービスの提供体制の充実に努めます。

具体的な施策・取り組み

①子育てを支援する意識啓発の推進	継続実施
▶ 地域全体で子どもや子育て家庭を支援していくことや、地域の子育て環境の重要性についての意識啓発を推進するとともに、待機児童を発生させないよう教育・保育施設の充実に努めます。	
②情報提供の充実	継続実施
▶ 子どもと母親が心身ともに健やかに成長できるよう、母子健康手帳の交付時には、母子の健康に関する適切な情報提供や相談など、必要に応じて保健指導を行います。 ▶ 町のホームページや広報かわづ等、様々な媒体やイベントを通じて、今後も適切な子育て情報を継続して提供していきます。	
③相談体制の充実	継続実施
▶ 健康福祉課において随時受け付けている相談、電話相談を中心として、来所や訪問等による、子育て・発達・教育等に関する各種の相談事業を推進します。 ▶ 相談内容の多様化・複雑化・専門化等に対応し、相談者のニーズに合った的確なアドバイスができるよう、県で開催される講習会等を通じた相談担当者の育成、資質の向上に努めます。	

(2) 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域住民同士のつながりの希薄化等により、子育てに不安をもつ保護者が増加しており、家庭だけでその責任を担うことはなかなか困難な環境になってきています。そのため、地域の子育て力を充実することが必要とされており、さらには地域社会全体が子育ての社会的意義への理解を深め、多様な世代の住民が地域の中で支えあうことが可能となる社会の実現が求められています。本町では、子育て中の家庭が孤立することのないよう、子育てサロンをはじめ、保護者の交流の場づくりに努めてきました。今後は、これらの活動の活性化と発展に向け、充実した支援を継続していきます。また、建設計画中的の子育て支援施設を有効に活用し、乳幼児と高齢者の世代間交流等、地域ぐるみの実践活動の展開を図ります。

具体的な施策・取り組み

①子育てNPOや子育てサークル支援	継続実施
▶ 地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOや、子育てと主体的に向き合いながらサークル活動を実施している親などに、各種子育て支援に関する情報提供等の支援を行います。現状、利用者に偏りが見られる傾向があるため、新規の利用者を増やしていくために、ホームページや広報かわづによる情報提供の他にも、出生の手続き時などでも声かけを実施していきます。	
②地域の子育て関係機関の連携・協力	継続実施
▶ 幼稚園、保育園、学校、その他の関係機関が専門的分野のノウハウを共有したり、情報交換を行ったりする等、地域全体の連携・協力を強化します。 ▶ 子ども・子育て支援に関する地域課題や計画推進状況に関する情報の共有化を図り、地域ぐるみの取り組みの方向性を検討するため、子ども・子育て会議を定期的開催します。	

(3) 子育て家庭への経済的支援

ニーズ調査によると、河津町の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるものとして、経済的な支援の充実をあげた割合は、就学前児童保護者、小学生の保護者ともに6割近くと多く、一般的に、子育てに要する経済的な負担が、少子化の大きな原因の1つになっていると考えられています。本町では、これまでも子育て家庭への経済的支援を図る各種制度を推進してきました。今後は、さらなる経済的な支援策について検討し、必要に応じて充実させていく必要があります。

具体的な施策・取り組み

①各種制度の推進	継続実施
➤ 国や県、近隣市町村の動向を見据えながら、児童手当、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、就学援助費等、各種制度を充実します。 ➤ 様々な媒体を活用して制度の周知徹底を図り、資格の変更等があった場合には、早めに手続きを行うよう、周知します。	

2 子育てにやさしい生活環境の整備

(1) 職業生活と家庭生活との両立の支援

家庭生活において、男性が果たす役割が大きいという認識は、子育て世代を中心に定着化してきていると言われています。しかし、意識の上ではそうであっても、現実的には依然として男性は仕事、女性は家事・子育てといった傾向がみられます。今後、男女が互いに尊重し、性別に捉われずにあらゆる機会に参加することが可能となる男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに責任を分かちあい、家庭生活を営んでいくことが大切であり、そのための意識醸成、とりわけ父親の役割をアピールする取り組みを積極的に進めていく必要があります。

また、性別に捉われることなく、すべての人が職業生活と家庭生活の両立が可能となる多様な働き方を選択できるよう、就労環境を見直し、必要に応じて整備していく必要があります。このため、関係機関、事業所に対し、育児休業制度や育児休業給付の利用、所定外労働時間の短縮、子育て期の短縮時間勤務等の導入・定着による就労環境・条件の充実に向けた啓発を行います。

具体的な施策・取り組み

①学習会等の開催	継続実施
▶ 子育て家庭の保護者等を対象に、子育てセミナー、親育ちセミナー、家庭教育学級などを定期的に開催し、家庭教育に関する学習会や情報提供を行います。	
②男女共同参画意識の啓発	継続実施
▶ 男女がともに対等な立場で子育てする社会づくりを推進します。また、男女共同参画の考え方を周知するために、講習会を開催するなど、意識啓発に努めます。	
③ママパパ学級の充実	継続実施
▶ ママパパ学級では、母子の健康（妊娠・出産・育児など）に関する情報提供や相談、親同士の仲間づくり、交流の促進を図っています。また、母親だけでなく、父親や家族みんなで楽しく育児ができるよう、家族の参加も促していきます。今後は、ブックスタートや子育て支援事業の紹介など、町独自の事業に重きをおいて実施していきます。	
④ワークライフバランス等に関する啓発活動の推進	継続実施
▶ 企業・事業所に対して、仕事と出産・子育ての両立が可能な職場環境づくりに向けて、広報紙や回覧等で、男性の育児休業制度の普及・啓発・推進の広報活動に努めます。	
▶ 子育てのしやすい環境にしていくために、労働者や事業主、地域住民に対し、次世代育成支援対策推進法等の関係法制度や一般事業主行動計画に関する情報の広報・啓発に努めます。	
▶ 町民に対しては、ポスターの掲示及びパンフレット等の配布や広報紙等で、育児休業制度の理解と普及を図ります。	

(2) 子どもの安全対策の推進

子どもを交通事故から守るためには、子どもや子ども連れが安心して外出できる道路環境づくりに努める必要があります。また、警察、幼稚園、保育所、学校等の関係機関が連携、協力体制を強化することで、効果的に子ども自身が交通安全意識を高められる取り組みを推進して行く必要があります。

マスコミ報道にもみられるように、子どもが被害者となる犯罪が全国的に多発しています。その原因の1つとして、核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域住民同士のつながりの希薄化等の理由から、子どもを犯罪から守る地域機能の低下が指摘されています。地域は、子どもたちが弱者であり、犯罪や事故から守る必要があることを認識し、幼稚園、保育園、学校やPTA等、関係機関や地域住民と連携・協力し、地域ぐるみで防犯機能の向上を図る必要があります。

具体的な施策・取り組み

①交通安全教育の推進	継続実施
▶ 静岡県交通安全協会等と連携し、地区の交通指導員による園児・児童を対象とした交通安全教室を開催します。 ▶ 講習会の開催等により、チャイルドシート装着の習慣づけや正しい装着方法の普及啓発活動を行います。	
②地域安全情報の提供・共有化	継続実施
▶ 保護者や教職員、民生委員・児童委員等に対し、子どもに関する犯罪の発生状況、危険な場所等、地域安全情報の提供を行い、情報と認識の共有化を図ります。	

3 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

近年、家庭内における児童虐待やネグレクトの問題、家庭外におけるいじめや体罰の問題等が顕在化していますが、これらが子どもの健やかに成長する権利を侵害しているのは言うまでもありません。従来発見されにくいとされていたネグレクト、心理的虐待、性的虐待が社会的に増えてきているのは、児童虐待防止法の施行により、児童虐待に対する認識が保護者や児童に関わる関係者、一般の人に浸透されてきた結果であるとも考えられます。児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、決して許されるものではありません。今後は、核家族化等による子育ての不安や生活上のストレスの解消等、保護者の心のケアに積極的に取り組み、虐待の発生予防に努める必要があります。万が一、虐待が起こってしまった場合には、早期発見・早期対応からアフターケアに至る切れ目のない総合的な支援を推進します。また、児童虐待の発生予防や早期発見のために、地域の人々の意識啓発を図り、協力・連絡体制を強化することで、地域における見守り体制の充実に努めます。

具体的な施策・取り組み

①児童虐待防止に関する啓発	継続実施
▶ 虐待に対する町民の関心を高め、虐待の防止・早期発見につなげるため、児童虐待防止法及び通報・相談先等の周知・啓発を定期的かつ継続して実施します。また、町のホームページに掲載されている児童虐待に関する相談窓口の周知を図ります。	
②家庭子ども相談の充実	継続実施
▶ 関連部署や団体等と連携して、多様化・複雑化する子どもや子育て家庭に関する相談に対応するとともに、定期的の実施している育児相談の周知を図ります。	
③虐待防止ネットワークの強化	継続実施
▶ 関係機関による発生予防、支援のための連携による虐待防止のネットワークの強化を図り、虐待を受けた・虐待の恐れのある児童、非行・不登校児童、障害児及びその他支援の必要な児童並びにその家族への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催するとともに、必要に応じて個別ケース会議を実施していきます。	

（２）ひとり親家庭等への自立支援の推進

全国及び静岡県の離婚件数は年々減少傾向にありますが、ひとり親家庭に対する自立支援のニーズは全国的に高まっています。河津町でも、ひとり親家庭は増加傾向にあり、支援の充実が求められています。河津町では、こうした家庭の生活の安定と自立を目指し、母子・父子福祉対策資金貸付やひとり親家庭医療費助成等の各種支援を行ってきました。今後も、経済的援助を推進するとともに、日常的な見守り活動や相談体制の充実を図っていきます。

具体的な施策・取り組み

①ひとり親家庭への支援	継続実施
▶ 母子家庭及び父子家庭など、ひとり親家庭の保護者は、子育てと生計の担い手という二重の役割を負う必要があります。子育て・生活支援策、就業支援策、養育費確保の経済的支援策など、総合的な支援を継続して実施していきます。	
②母子家庭等保護者の就労支援	継続実施
▶ 公共職業安定所等との連携、民間事業者に対する協力要請、母子福祉団体等の受注機会増大への配慮をしながら、母子家庭等の就労を支援・促進します。	
③相談体制の充実	継続実施
▶ ひとり親家庭の実情やニーズを適宜把握し、それに基づいていつでも相談に応じ、円滑に支援に結び付けられるよう、関係各課との連携を深めます。	

（３）障がいのある児童等への支援

障がいのある子どももいない子どもも、ともに家庭や地域で健やかに成長していけるまちづくりを目指し、今後も障がい児保育の充実を図るとともに、各種手当・制度や相談体制等の充実に取り組んでいきます。

具体的な施策・取り組み

①子育て支援システム（子育て支援連絡会）の実施	継続実施
▶ 乳幼児期から児童期までの児童の子育て支援を関係機関、団体等が連携して、処遇のあり方を検討する要保護児童対策地域協議会を定期的に開催します。また、療育相談として、健診事後教室ころぼっくる（幼稚園就学前）、健診事後教室かっぱっぱ（小学校就学前）を月１回開催します。	
②地域における障がいのある児童とその家族への支援策の推進	継続実施
▶ 障がいのある児童が、できるだけ身近な場所で適切な療育を受けられる体制の整備を促進します。また、健診事後教室ころぼっくる（幼稚園就学前）、健診事後教室かっぱっぱ（小学校就学前）を継続開催し、今後も東伊豆町の教室との相互利用により、参加の機会を拡大していきます。	
③発達障がいのある児童に対する一貫した支援策の推進	継続実施
▶ 発達障がいのある児童に対して、乳幼児期から成人期までの切れ目ない支援が実施できるよう、各ライフステージに応じた保健・医療・福祉・就労等、一貫した支援体制の整備に努めます。	
④地域療育連絡会の設置	継続実施
▶ 保健・福祉・医療・教育等の関係機関が連携を図り、重層的で柔軟な療育支援システムを構築するため、定期的に連絡会を開催します。	

第6章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、各地域においてきめ細やかな取り組みが必要とされます。そのため、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、すべての町民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。そのため、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報および利用方法などを広報かわづや町のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど町民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発を図っていきます。

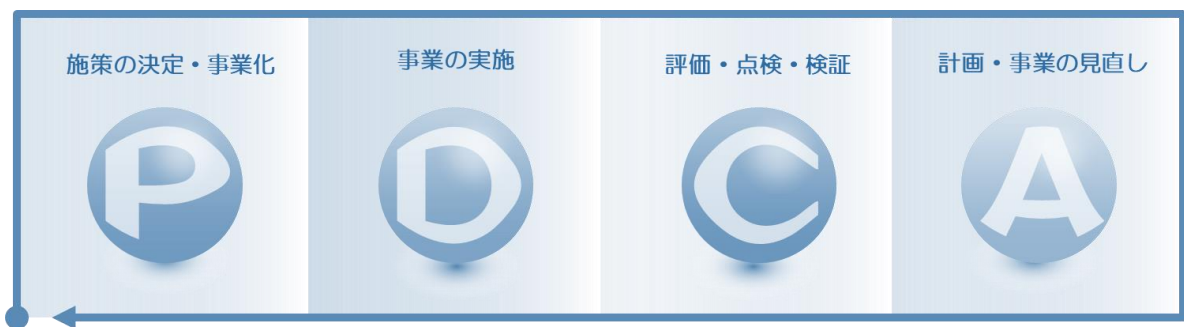
(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がいのある児童・生徒への対応、病児・病後児保育のサービス提供など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、賀茂地域の周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう図っていきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）サイクルを重視し、定期的に、関係機関や団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。その結果については、その後の施策の実施に反映していくとともに、必要に応じて施策の内容や取り組み方法等の見直しを行うこととします。



資料編

1 河津町子ども・子育て会議設置要綱

平成26年6月20日 要綱第25号
改正 平成30年3月30日 要綱第12号

河津町子ども・子育て会議設置要綱

河津町児童関連施設整備検討委員会設置要綱（平成25年河津町要綱第21号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本町における子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援その他の子育て環境の整備（以下「子育て環境の整備」という。）に関する施策及び少子対策を総合的に推進するため、河津町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 会議は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）河津町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- （2）子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- （3）子育て環境の整備に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- （4）少子対策の総合的な検討並びに少子対策に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

（構成）

第3条 会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）主任児童委員
- （3）河津町PTA連絡協議会代表
- （4）町内保育園及び幼稚園の代表
- （5）児童育成活動に関与するボランティア団体代表
- （6）町内小学校教員代表
- （7）町職員
- （8）その他町長が必要と認める者

2 会議は、委員15人以内で組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 会議に、会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会議に、特別の事項に係る調査及び研究（以下「調査等」という。）をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会議に報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 会議及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の河津町児童関連施設整備検討委員会設置要綱第3条の規定により委嘱されている委員は、第3条の規定により委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員及びこの要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成30年3月30日要綱第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

2 河津町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	学識経験者		稲本 敏尚	委員長
2	子育てサークルくれよん倶楽部	代表	石橋 ひろみ	副委員長
3	学識経験者		長田 三枝子	
4	教育委員会	教育長職務代理者	渡辺 寿子	
5	町校長会	会長	黒田 英津子	
6	民生委員児童委員協議会	主任児童委員	稲本 温代	
7	PTA連絡協議会	会長	大生 光郎	
8	わかば保育園	理事長	後藤 惇	
9	わかば保育園	園長	織田 恒孝	
10	さくら幼稚園	園長	竹内 佐紀子	
11	社会福祉協議会	事務局長	土屋 雅之	
12	子供会世話人連絡協議会	会長	三木 孝一	
13	かわづっこ子育てねっと	代表	鈴木 雅孔	
14	放課後児童クラブ	支援員	長田 江美	

第2期 河津町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発 行：河津町 健康福祉課

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2

電 話：0558-34-1937 / F A X：0558-34-1811